

# 6 建設水道委員会関係

土木部  
まちづくり部  
建築事務所  
総合下水道局  
上



# 道 路

本市の道路交通網は、中心市街地から東西南北へ放射線状に幹線道路が走り、これに一般県道・市道が接続するという副線に乏しい都市部一点に集中する交通体系になっている。このため、国・県・市においては幹線道路、バイパス道の新設・改良などの整備を進めるとともに、良好な生活環境確保のため、安全性、利便性を備えた生活関連道路の整備も推進している。

## 1 道路の現況

### (1) 市域内道路の状況

令和6年4月1日現在

区分		路線数	実延長 m
高 速 自 動 車 道		1	12,257
一 般 有 料 道 路		4	20,334
国 道		6	129,636
県 道		26	204,198
市 道		6,390	1,886,949

※市道以外については、令和5年4月1日現在の数値

(市道)

橋 梁		ト ネ ル	
永久橋数	延 長	個数	延 長
916	10,934m	9	2,409m

### (2) 都市計画道路

ア 路線数 77 路線

イ 計画及び進捗状況（長崎市域）

令和6年4月1日現在

幅員別内訳	計 画		改 良 済		未 改 良		進 捗 率 B/A (%)
	延長(A) (m)	面積(m <sup>2</sup> )	延長(B) (m)	面積(m <sup>2</sup> )	延長 (m)	面積(m <sup>2</sup> )	
40m以上	1,750	66,200	1,750	66,200	0	0	100.0
30m以上～40m未満	10,100	273,340	9,700	261,340	400	12,000	96.0
22m以上～30m未満	28,870	649,073	28,262	635,238	608	13,835	97.9
16m以上～22m未満	47,740	878,420	25,730	471,660	22,010	406,760	53.9
12m以上～16m未満	47,940	650,405	42,224	567,795	5,716	82,610	88.1
8m以上～12m未満	17,540	200,045	15,000	175,925	2,540	24,120	85.5
4m以上～8m未満	5,620	36,470	5,380	35,270	240	1,200	95.7
4m未満	—	—	—	—	—	—	—
計	159,560	2,753,953	128,046	2,213,428	31,514	540,525	80.2

ウ 路線別進捗状況（事業認可路線のみ）

(R6. 4. 1)

名 称	区 間		幅 員 (m)	延 長 (m)	進捗率 (%)	事業期間 (年度)
	起 点	終 点				
銅座町松が枝町線	銅 座 町	籠 町	15	420	47.0	H26～R6
片 淵 線	新 大 工 町	片 淵 2 丁 目	8	270	39.0	H28～R6
新 地 町 稲 田 町 線	籠 町	稻 田 町	15	400	80.6	H12～R9
道 の 尾 駅 前 線	岩 屋 町	葉 山 1 丁 目	12	200	41.4	H22～R7
大 黒 町 恵 美 須 町 線	大 黒 町	恵 美 須 町	26.25	110	9.6	H26～R9
計				1,400		

(3) 道路の維持補修

ア 生活道路の環境改善

令和6年4月1日現在、長崎市には市道が6,390路線、実延長1,886,949mあり、道路を良好な状態に保つために、現場事務所による直営作業や請負工事によって維持管理を行っている。

市民生活に密着した公共性のある里道・私道などの整備については、自治会からの要望に基づき修繕が必要と判断した個所について現場事務所による直営作業及び請負工事やコンクリートなどの材料支給を行い、生活道路の環境改善を図っている。また、階段道を安全に歩くための目印として白ペンキの塗装を希望する自治会へは、白ペンキや刷毛を支給している。

イ 道路パトロール

道路の破損、ガードレールなどの損傷、排水の不良、路上への不法投棄や占用工事の不良などの箇所を積極的に発見し処理するため、定期的に巡回している。また、年に一度は市道全路線の一斉パトロールも実施している。

ウ 道路の長寿命化

市が管理する橋梁その他道路施設において、定期的な点検を行い施設の健全性を把握し、また、修繕計画を策定し予防保全的な維持管理を行うことで、道路の安全性を確保するとともに維持管理費のコスト縮減を行い、道路施設の長寿命化を図っている。

(4) 市道路線認定に関する要綱の概要

ア 路線の条件

(ア) 国道、県道、市道その他これらに類する道路のいずれかに接続する道路

(イ) 一般の通行に供するために市が築造する道路、国又は県から移管を受ける道路及び民間から寄付を受ける私道

イ 構造条件等

(ア) 道路の幅員が原則として4m以上あること

(イ) 道路の縦断勾配が、自動車交通量に応じて規定された値以下であること

(ウ) 道路の側溝が、コンクリート3面張り又はこれに準ずる程度の構造であること

(エ) 道路に不陸がなく、車両及び歩行者の通行に支障がないこと

(オ) 道路敷地の境界が明確であること

(カ) 袋路状道路については、車両が容易に転回できる場所があること

(5) 道路照明灯・街路灯

道路交通の安全性を確保するため、市道の主要な箇所に道路照明灯を、また市道や公共性の高い里道・私道には街路灯を設置している。

道路照明概況 令和 6 年 4 月現在

区分	R5 年度末	摘要
道 路 照 明 灯	灯 4,321	LED灯 ほか
街 路 灯	38,019	LED灯
合 計	42,340	

## 2 車みち整備事業

(1) 概要

斜面市街地において、住民の居住環境の改善と防災性の向上を図るため、車が乗り入れできない市道や里道を「車みち」として整備する。

(2) 事業内容

事業期間：平成 25 年度～令和 10 年度

整備路線：32 路線

(3) 実績

令和 6 年 4 月現在

	完成路線数	路線名
平成 26 年度	1	西山 7 号線
平成 27 年度	3	入船町 15 号線、桜木町 1 号線、高尾町三原町 1 号線
平成 28 年度	4	下町元町 1 号線ほか 1 線、本尾町坂本 1 号線 白鳥町油木町 1 号線
平成 29 年度	7	入船町 8 号線、本河内 5 号線、上小島 3 号線、出雲 6 号線 上戸町戸町 1 号線、御船藏町錢座町 1 号線、上小島 27 号線
平成 30 年度	3	立山西山 1 号線、上小島 17 号線ほか 1 線
令和元年度	7	城山町 8 号線、石神町辻町 1 号線ほか 1 線、風頭町 3 号線 江平 13 号線、新戸町 33 号線ほか 1 線
令和 4 年度	3	三原 27 号線ほか 2 線
令和 5 年度	1	戸町 41 号線
計	29	

### 3 電線類地中化事業

電線類の地中化については、災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るため、計画的に推進している。

区分	計画年度	箇所	延長
第1期電線類地中化計画	昭和61年度～平成2年度	5箇所	2,330m
第2期電線類地中化計画	平成3年度～平成6年度	6箇所	1,690m
第3期電線類地中化計画	平成7年度～平成10年度	3箇所	1,080m
新電線類地中化計画	平成11年度～平成15年度	6箇所	1,150m
無電柱化推進計画	平成16年度～平成20年度	2箇所	180m
無電柱化に係るガイドライン	平成21年度～平成29年度	2箇所	750m
無電柱化推進計画	平成30年度～令和2年度	3箇所	860m
無電柱化推進計画	令和3年度～令和7年度	10箇所	1,820m

### 4 斜面移送システムの状況

主として階段部の市道通行環境の改善を目指し、高齢者・障害者等、斜面地での歩行に支障のある方の支援を目的として、簡易な斜面移送機器を本市独自のシステムとして構築している。現在、市道に設置し、稼働しているものは次の2か所で、いずれも懸垂型（柱を階段道の横に建て、吊り下げ式とするもの）である。

平成13年度 天神地区（てんじんくん）・・・延長60m

平成16年度 水の浦地区（水鳥号）・・・・・・延長60m

# 公 園

都市住民の生活に潤いとやすらぎを与え、安全で快適な都市環境を形成する公園は、市民にとって重要な都市施設である。

本市では、緑豊かな街づくりを目指し、安全で快適な公園の整備を進めており、令和6年4月の市民1人当たりの都市公園面積は11.10m<sup>2</sup>となっている。

市街地周辺部においては、緑豊かな山々に囲まれ自然環境に恵まれているものの、中心部における公園・緑地等は地形的制約から小規模なものが多いため、今後は、特に質的向上を図ることとしている。

## 1 公園開設状況

(R5. 4. 1)

区 分	数 (箇所)	面 積 (ha)
都市公園	517	420.12
種 別	街区公園	451
	近隣公園	30
	地区公園	6
	総合公園	7
	運動公園	1
	特殊公園	3
	都市林	1
	都市緑地	18
都市公園以外の公園	301	243.05
合 計	818	663.17

## 2 1人当たりの都市公園面積

(R6. 4. 1)

区 分	内 容
人口	380,017人
都市公園面積	420.12 ha
1人あたりの都市公園面積	11.10 m <sup>2</sup>

## 3 公園整備計画

本市の緑は、長崎港を中心に南北に伸びる市街地の周辺を標高500m程度の山々が取り囲んで形成されており、この山並みには、市民のレクリエーション活動拠点、自然環境の保全を目的として総合公園（稻佐山公園、唐八景公園、金比羅公園等）を配置し、整備を進めている。

一方、中心市街地や斜面市街地における身近な公園については、斜面都市である本市の地形的制約から、まとまったオープンスペースの確保が困難な状況である。

本市はだれもが快適に利用できる公園への再整備に向け、街区公園を中心に適正配置を進めることとしている。

(1) 長崎市総合運動公園

本市で唯一の運動公園として、安全・快適に過ごせる公園環境を整えるため、計画的に老朽化した施設の改修を行う。

(2) 稲佐山公園

レクリエーションの拠点として、子どもや若者、子育て世代に魅力的な付加価値のある公園を創出するため、民間と連携しながら季節のイベントを開催するなど、様々なサービス機能の向上を図る。

(3) 長崎東公園

東長崎地区のレクリエーションの拠点として、安全・快適に過ごせる公園環境を整えるため、計画的に老朽化した施設の改修を行う。

(4) 平和公園

願い・祈り・学びのゾーンとしての東地区とスポーツ・レクリエーションゾーンとしての西地区、それぞれの整備理念に基づき維持管理を行う。

なお、長崎南北幹線道路の計画を契機として、平和公園（西地区）の基本方針や整備方針、道路計画に支障となるスポーツ施設の再配計画などについて現在検討を進めており、最終的には「平和公園再整備基本計画」を策定する。

(5) 公園施設長寿命化計画

公園施設の計画的な改修等による安全性の確保とライフサイクルコストの縮減を図るため、公園施設長寿命化計画に基づき、女の都運動公園等の整備を行う。

(6) 都市公園機能再編

子どもから高齢者までが快適で暮らしやすい居住空間の構築を目的として、横尾地区の既存都市公園において、それぞれ特色を持った公園に再整備を行う。

#### 4 夜間照明施設

施 設 名	施 設 名
東 望 山 運 動 場	立 山 市 民 運 動 場
長 崎 市 営 ソ フ ト ボ ー ル 場	長 崎 東 公 園 運 動 場
長 崎 東 公 園 庭 球 場	長 崎 市 営 ラ グ ビ 一 ・ サ ッ カ 一 場
長 崎 市 総 合 運 動 公 園 か き ど ま り 庭 球 場	田 中 町 ソ フ ト ボ ー ル 場
長 崎 市 総 合 運 動 公 園 か き ど ま り 陸 上 競 技 場	外 海 総 合 公 園 運 動 場
香 焼 総 合 公 園 運 動 場	外 海 運 動 公 園 運 動 場
岳 路 運 動 公 園 運 動 場	元 宮 公 園 庭 球 場
琴 海 中 部 運 動 公 園 運 動 場	元 宮 公 園 運 動 場
琴 海 南 部 運 動 公 園 運 動 場	琴 海 北 部 運 動 公 園 運 動 場
長 崎 市 営 庭 球 場	神 小 榊 の グ ラ ウ ン ド 島 公 園

## 5 緑化推進

街を美しくする運動を推進するため、花と緑の安らぎあるまちづくり促進事業及び花のあるまちづくり事業を実施している。

### (1) 花と緑の安らぎあるまちづくり促進事業

- ・出生記念樹贈呈
- ・「ながさきグリーンキャンペーン」の実施
- ・公共花壇デザインコンクールの実施
- ・長崎市緑の協力会による植栽活動の実施
- ・園芸講習会の開催

### (2) 花のあるまちづくり事業

- ・市道大黒町麴屋町線ほか9路線の道路花壇、フラワーポットへの花苗植栽
- ・花苗の配布（令和5年度実績 夏期：約92,900株を112団体、冬期：約80,000株を102団体へ配布）

# 河 川

河川整備は、市民の生命財産の確保の観点から重要であり、特に上流部における宅地開発など流域状況の変化に対応した、整備・改良が必要である。このため、年次計画による改修を逐次施行しており、あわせて都市下水路の改修も計画的に行っている。

## 1 河川数と延長

(R6. 4. 1)

区 分	本 数 (本)	延 長 (m)	備 考
1 級 河 川	—	—	本市に該当河川なし
2 級 河 川	49	126,386	県 管 理
準 用 河 川	53	34,249	市 管 理
普 通 河 川	不明	1,363,000	市 管 理
都 市 下 水 路	25	26,838	市 管 理

# 都 市 計 画

本市は、長崎都市計画区域において、昭和 46 年に市街化区域・市街化調整区域を指定し、開発許可制度の適切な運用並びに市街地開発事業等の促進により、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るとともに、地区独自のきめ細やかなルールである地区計画の指定により、地区の特性を活かしたまちづくりを推進してきた。また、平成 17 年から 18 年にかけて、周辺 7 町との市町合併を行い、市域が 1.7 倍に拡大し伊王島、高島、三和、琴海の 4 都市計画区域が加わったところである。

近年、全国的に人口減少や少子高齢化の進展、都市機能の郊外への拡散などによる中心市街地の空洞化が進み、これまでの拡散型から集約型へと都市構造を転換することを目的として、都市計画法や中心市街地活性化法などいわゆる「まちづくり三法」が平成 18 年に改正された。

本市においても、人口減少と少子高齢化、中心市街地の衰退や都市拠点機能の不足、特色あるまちなみの喪失、斜面市街地の都市基盤の不足、宅地開発の外延的拡大と自然環境の減少、人間関係の希薄化や市民意識の多様化など、多くの課題を抱えている状況にある。

このようななかで、高齢者をはじめ全ての人が暮らしやすく、地球環境に優しい、持続発展可能なまちづくりを推進するため、平成 28 年 12 月に「都市計画マスター プラン」を改訂し、集約連携型の将来都市構造「ネットワーク型コンパクトシティ長崎」の実現に向けた具体的な取り組みとして、平成 30 年 4 月に「立地適正化計画（令和 6 年 3 月改訂）」を策定した。

今後はこれを指針として、市民・企業・NPO・団体・行政等の多様な主体が連携することにより、本市の特性を生かした魅力ある都市づくりを推進する。

## 1 都市計画決定一覧

(R6. 4. 1)

種 別	決定事項	摘 要	種 別	決定事項	摘 要
都 市 計 画 区 域	28, 248ha	行政区域 40, 569ha	下 水 道 (都市下水路)	1, 624. 4ha	11 下水路 延長 17, 379m
市 街 化 区 域	6, 232ha		ご み 焼 却 場	1. 87ha	長崎市西工場外 2 箇所
用 途 地 域	6, 232ha		ご み 处 理 場	19. 73ha	長崎市東工場・ 長崎市三京クリーンランド リサイクル施設
特 別 用 途 地 区	250ha	2 地区			
高 度 地 区	0. 6ha		汚 物 处 理 場	1. 6ha	長崎市伊王島クリーンセンター外 3 箇所
高 度 利 用 地 区	3. 76ha	5 地区	記 念 施 設	1. 54ha	国際文化会館
防 火 ・ 準 防 火 地 域	2, 763ha		その他の教育文化施設	3. 35ha	2 箇所
風 致 地 区	2, 079. 3ha	14 地区	病 院	0. 81ha	長崎市立病院
駐 車 場 整 備 地 区	341ha		その他の医療施設	2. 7ha	2 箇所
臨 港 地 区	484. 3ha	5 地区	市 場	30. 15ha	3 箇所
伝 統 的 建 造 物 群	24. 5ha	2 地区	火 葬 場	0. 4ha	長崎市営火葬場
保 存 地 区			一 団 地 の 住 宅 施 設	22. 0ha	愛宕住宅
道 路	159, 560m	77 路線	防 火 水 槽	351 m <sup>2</sup>	15 ケ所
都 市 高 速 鉄 道	4. 330m		市 街 地 再 開 発 事 業	3. 76ha	5 地区
駐 車 場	2. 94ha	5 箇所	土 地 区 画 整 理 事 業	866. 7ha	
公 園	1, 023. 92ha	224 箇所	地 区 計 画	455. 9ha	38 地区
綠 地	2. 2ha	4 箇所	再 開 発 等 促 進 区	5. 1ha	3 地区
下 水 道 (公共下水道)	6, 550ha	中部処理区 外 9 箇所	(地 区 計 画)		

## 2 土地利用

### (1) 市街化区域、市街化調整区域

(R6. 4. 1)

計	市 街 化 区 域	市 街 化 調 整 区 域
24, 610ha (100. 0%)	6, 232ha (25. 3%)	18, 378ha (74. 7%)

※公有水面埋立予定区域を含む。

### (2) 用途地域

(R6. 4. 1)

決定告示年月日番号	区分	第一種 低層住 居専用 地域	第二種 低層住 居専用 地域	第一種 中高層 住居専 用地域	第二種 中高層 住居専 用地域	第一種 住 地 域	第二種 住 地 域	準住居 地 域	近隣商 業地域	商業 地域	準工 業地 域	工業 地域	工業 専用 地域	計
令和3年3月25日 長崎市告示第194号	面 積 (ha)	約 1, 693	約 48	約 1, 163	約 65	約 1, 454	約 151	約 360	約 158	約 360	約 250	約 214	約 316	約 6, 232
	%	27. 2	0. 8	18. 7	1. 0	23. 3	2. 4	5. 8	2. 5	5. 8	4. 0	3. 4	5. 1	100

### (3) 防火地域・準防火地域

(R6. 4. 1)

計	防 火 地 域	準 防 火 地 域
2, 763ha	97ha	2, 666ha

## 3 市街地開発

### (1) 土地区画整理事業

本市の土地区画整理事業は、昭和 21 年の戦災復興事業 430. 9haに始まり、市民の理解と協力のもとに、その後、8 地区 164. 7haに及ぶ広範囲な地域を次々と施行した。また、組合施行による事業としては、米山地区をはじめ、昭和 55 年度から平成 9 年度までに、5 地区 46. 3haが完成している。なお、昭和 55 年度に事業認可を得た矢上団地（102. 6ha、県住宅供給公社施行）は、平成 4 年度に完成している。

東長崎地区については、昭和 50 年に市街化区域のほぼ全域である約 750haを土地区画整理事業の施行区域として決定しており、このうちの矢上地区（105. 5ha）については、昭和 53 年度から事業を進め、平成 20 年 2 月に換地処分を終えたので、現在は、清算金業務を進めている。

また、矢上地区に隣接する平間・東地区（30. 0ha）については、平成 14 年度に事業認可を取得し、平成 15 年度から事業を進め、令和 5 年 3 月に換地処分を終えたので、現在は、清算金業務を進めている。

なお、東長崎地区の土地区画整理事業未着手地区については、社会経済情勢の変化等から事業の見直しを行い、令和元年度に施行区域を縮小した。

長崎駅周辺地区（19. 1ha）については、西九州新幹線（長崎～武雄温泉）及びJR長崎本線連続立体交差事業と一体となって、鉄道施設の受け皿を整備するとともに、長崎駅周辺の低未利用地を解消し、土地利用の転換と有効利用を図り、国際観光文化都市長崎の玄関口にふさわしい都市拠点の形成を図るため、平成 21 年度に認可を受け事業に着手した。長崎駅の西側から整備を進め令和 2 年 3 月 28 日に在来線駅舎が開業した。その後、駅東側の整備に着手し令和 4 年 9 月 23 日に新幹線駅舎が開業した。現在は、駅東側において、広場・街路・宅地等の整備を進めている。

〈東長崎矢上地区土地区画整理事業〉

(R6. 3. 31)

事業名	東長崎矢上地区土地区画整理事業	【整備概要】  都市計画道路 : 8,313m 区画道路等 : 18,118m 水路 : 4,453m 公園・緑地 : 32,601m <sup>2</sup> 橋梁架設 : 18 橋 建物等移転 : 493 戸  ※ 平成 20.2.1 換地処分公告
施行区域の決定	昭和 50 年 12 月 16 日	
事業計画の決定	昭和 53 年 4 月 25 日	
施行地区	田中町、矢上町、東町、かき道 1 丁目、かき道 2 丁目及び平間町の各一部	
施行面積	約 105.5ha	
施行期間	昭和 53 年度～令和 10 年度（予定）	
総事業費	約 224 億円	
減歩率	平均 14.7%	
権利者数	1,257 人	
地区内人口	約 4,200 人	
進捗状況	100.0% (令和 5 年度末) ※平成 20 年 2 月に換地処分を終え、現在は、清算金業務を進めている。	

〈東長崎平間・東地区土地区画整理事業〉

(R6. 3. 31)

事業名	東長崎平間・東地区土地区画整理事業	【整備概要】  都市計画道路 : 3,225m 区画道路等 : 6,639m 水路 : 414m 公園・緑地 : 9,712m <sup>2</sup> 橋梁架設 : 1 橋 建物等移転 : 213 戸  ※ 令和 5.3.24 換地処分公告
施行区域の決定	昭和 50 年 12 月 16 日	
事業計画の決定	平成 14 年 5 月 31 日	
施行地区	矢上町、平間町及び東町の各一部	
施行面積	約 30.0ha	
施行期間	平成 14 年度～令和 8 年度（予定）	
総事業費	約 110 億円	
減歩率	平均 22.55%	
権利者数	448 人	
地区内人口	約 700 人	
進捗状況	100.0% (令和 5 年度末) ※令和 5 年 3 月に換地処分を終え、現在は、清算金業務を進めている。	

事業名	長崎駅周辺土地区画整理事業	【整備概要】
施行区域の決定	平成 20 年 12 月 26 日	都市計画道路 : 1,612m
事業計画の決定	平成 21 年 10 月 30 日	区画道路等 : 83m
施行地区	尾上町、大黒町、八千代町及び西坂町の各一部	公園・緑地 : 5,745 m <sup>2</sup>
施行面積	約 19.1ha	
施行期間	平成 21 年度～令和 10 年度	
総事業費	約 173 億円	
減歩率	37.9%	
権利者数	11 人	
進捗状況	約 83% (令和 5 年度末)	

## (2) 市街地再開発事業

低層の木造建築物が密集し、生活環境の悪化した市街地において、土地の合理的かつ健全な高度利用を図るため、共同建築物の建替えとあわせて公園、緑地、広場、街路などの公共施設とオープンスペースを確保することによって、快適で安全な都市環境を再生させようとする事業である。

平成 4 年度に長崎市北部の千歳町に最初の再開発ビル「チトセピア」が完成し、その後隣接する住吉 3 番街区に「サン住吉」、新大工地区に「シーボルタウン」、旭町地区に、長崎市では初めての高層ビル「タワーシティ長崎」が平成 17 年度に完成している。

また、新大工町地区において、玉屋百貨店及び近隣店舗による再開発事業が平成 25 年度より開始され、平成 27 年 7 月 14 日の都市計画決定を経て、令和元年度に新築工事に着手し、令和 4 年 10 月に工事が完成した。令和 5 年 7 月に再開発組合は解散し、決算報告の承認を経て令和 5 年度で事業が完了している。

### [事業概要]

市街地再開発事業の名称	ビル名称	地区面積	事業年度
千歳地区	チトセピア	1.59ha	昭和 58 年度～平成 4 年度
住吉 3 番街区	サン住吉	0.22ha	平成元年度～平成 8 年度
新大工地区	シーボルタウン	0.26ha	平成 6 年度～平成 12 年度
旭町地区	タワーシティ長崎	0.99ha	平成 5 年度～平成 17 年度
新大工町地区	新大工町ファンスクエア	0.72ha	平成 25 年度～令和 5 年度

## (3) 優良建築物等整備事業

この事業は、市街地環境の整備改善や良好な市街地住宅の供給等を促進するために、土地利用の共同化や高度化を行う小規模再開発である。長崎駅に近接する御船蔵地区では平成 10 年度に「アクロスベール」が、五島町地区においては平成 13 年度に「中村ビル」が完成している。

また、幸町地区においては、(株) ジャパネットホールディングスが長崎スタジアムシティプロ

ジェクトを進めており、令和4年7月に工事に着手し、令和6年秋頃の完成を目指し整備が進められている。

[事業概要]

優良建築物等整備事業の名称	ビル名称	地区面積	事業年度
御船蔵地区	アクロスベース	0.22ha	平成7年度～平成10年度
五島町地区	中村ビル	0.35ha	平成11年度～平成13年度
幸町地区		8.16ha	令和4年度～令和6年度

一 土 地 区 画 整 理 事 業 実 施 状 況 一 覧 一

(R5. 3. 31)

項 目	施行地区名		戦 災 復 興	西 浦 上	出 島	城 山	本 原	旭町(補助事業)
1 施 行 者	長崎市長(知事委託)		長 崎 市	長 崎 市	長 崎 市	長 崎 市	長 崎 市	長崎市(県委託)
2 施 行 面 積 ( m <sup>2</sup> )	4,308,505			404,921		98,366	175,051	319,114
3 事 業 認 可 (年月日)	S. 21. 12. 4			S. 26. 12. 20		S. 29. 11. 29	S. 33. 2. 18	S. 33. 3. 13
4 総 事 業 費 (千 円)	1,642,975			65,255		91,728	117,000	187,630
5 整理前後の宅地	前	3,534,733m <sup>2</sup> (12,805筆)		383,308m <sup>2</sup> (1,381筆)		51,418m <sup>2</sup> (216筆)	162,477m <sup>2</sup> (394筆)	291,053m <sup>2</sup> (874筆)
地 積 及 び 筆 数	後	2,704,468m <sup>2</sup> (—)		251,938m <sup>2</sup> (839筆)		47,042m <sup>2</sup> (155筆)	118,355m <sup>2</sup> (338筆)	212,988m <sup>2</sup> (584筆)
6 平均減歩率(実質)(%)	21.27			20		1.4	23.13	26.16
7 建物要移転戸数(戸)	1,039			96		32	39	95
8 換地処分公告(年月日)	S 50. 2. 7			S 41. 7. 8		S 42. 8. 19	S 44. 9. 3	S 45. 1. 29
9 事 業 終 了 年 度	S 49年度			S 41年度		S 42年度	S 44年度	S 41年度

項 目	施行地区名		日 見	大波止(補助事業)	宮の下(補助事業)	米 山	矢上地区(補助事業)	鶴 ノ 尾
1 施 行 者	長 崎 市		長崎市(県委託)	長 崎 市	組 合	長 崎 市	組 合	
2 施 行 面 積 ( m <sup>2</sup> )	410,840			73,619		102,422	251,623	1,054,757
3 事 業 認 可 (年月日)	S. 37. 3. 31			S. 37. 6. 30		S. 40. 4. 2	S. 50. 9. 20	S. 53. 4. 18
4 総 事 業 費 (千 円)	321,500			974,100		1,343,115	2,868,150	22,369,000
5 整理前後の宅地	前	363,818m <sup>2</sup> (858筆)		50,255m <sup>2</sup> (337筆)		82,627m <sup>2</sup> (586筆)	192,419m <sup>2</sup> (550筆)	804,201m <sup>2</sup> (2,866筆)
地 積 及 び 筆 数	後	261,868m <sup>2</sup> (530筆)		45,888m <sup>2</sup> (217筆)		73,946m <sup>2</sup> (473筆)	113,272m <sup>2</sup> (399筆)	686,413m <sup>2</sup> (1,871筆)
6 平均減歩率(実質)(%)	28.02			8.69		11.52	53.8	14.7
7 建物要移転戸数(戸)	44			228		138	20	493
8 換地処分公告(年月日)	S 47. 12. 25			S 48. 2. 28		H 6. 3. 22	S 56. 3. 31	H 20. 2. 1
9 事 業 終 了 年 度	S 47年度			S 47年度		H 5年度	S 55年度	R 10年度(予定)
								H 3年度

項目	施行地区名		矢上団地	多以良	東長崎尾崎	西町	平間・東地区 (補助事業)	長崎駅周辺地区 (補助事業)
1 施行者	個	人	組合	組合	組合	組合	長崎市	長崎市
2 施行面積 (m <sup>2</sup> )	1,026,385		34,561	15,198	38,356	299,601	191,495	
3 事業認可(年月日)	S. 55.12.27		H.元. 6.20	H. 7. 6. 2	H. 7. 7. 14	H. 14. 5. 17	H. 21. 10. 14	
4 総事業費(千円)	18,934,774		231,917	149,360	1,738,159	11,000,000	17,311,215	
5 整理前後の宅地 地積及び筆数	前	648,775m <sup>2</sup> (277筆)	30,595.29m <sup>2</sup> (52筆)	14,841.28m <sup>2</sup> (24筆)	16,122.51m <sup>2</sup> (21筆)	234,414 m <sup>2</sup> (1,023筆)	168,907 m <sup>2</sup> (38筆)	
	後	782,962m <sup>2</sup> (1,554筆)	24,485.1m <sup>2</sup> (97筆)	11,429.19m <sup>2</sup> (72筆)	25,507.81m <sup>2</sup> (150筆)	187,257 m <sup>2</sup> (595筆)	124,843 m <sup>2</sup> (45筆)	
6 平均減歩率(実質)(%)	21.57		31.62	36.36	71.81	22.55	37.9	
7 建物要移転戸数(戸)	—		—	—	—	213	12(予定)	
8 換地処分公告(年月日)	H4.12.15		H3. 1.29	H8.11. 8	H9.11. 3	R5.3. 24	R 10年度	
9 事業終了年度	H 4年度		H 3年度	H 8年度	H 9年度	R 8年度(予定)	R 10年度	

## 4 景観まちづくり

### (1) 景観形成の取り組み

長崎市では、「長崎市都市景観条例」を昭和 63 年 12 月に制定し、都市景観基本計画を平成 2 年 4 月に定め、良好な景観づくりに取り組んできた。その後、平成 17 年～18 年の 7 町との合併や、市民の景観に対する意識の高まり、社会状況の変化などから、合併町を含む市内全域を対象とした、「長崎市景観基本計画」及び、景観法に基づく「長崎市景観計画」を策定し、また、前条例を「長崎市景観条例」に改定し、それぞれ、平成 23 年 4 月 1 日に施行した。

### (2) 景観形成の理念と方針

第 5 次総合計画における長崎市の将来の都市像である「個性輝く世界都市、希望あふれる人間都市」の実現に向けて、景観基本計画の「多彩な物語を育む長崎の景観づくり」を基本理念として掲げ、「魅せる大景観づくり」や「個性を磨く景観づくり」、「愛着のあるまちづくり」などを基本方針としている。

### (3) 景観形成重点地区の指定

長崎市の景観を特徴づける地区を景観上重要な地区として位置づけ、条例及び基本計画に基づき、長崎市景観計画において「景観形成重点地区」に指定している。

景観形成重点地区指定状況

地区名/ゾーン名	指 定 年 月 日	指 定 面 積
東山手・南山手地区	平成 23 年 4 月 1 日	約 80ha
中島川・寺町地区	平成 23 年 4 月 1 日	約 69ha
平和公園地区	平成 23 年 4 月 1 日	約 86ha
館内・新地地区	平成 23 年 4 月 1 日	約 7ha
外海地区	平成 24 年 4 月 1 日	約 995ha
深堀地区	平成 24 年 4 月 1 日	約 46ha
高島北渓井坑跡地区	平成 26 年 4 月 1 日	約 6ha

### (4) 景観協議

市内全域で一定規模を超える大規模建築物等を計画する場合は、景観条例に基づく届け出が必要であり、魅力あるまちづくりを進めるため、景観形成基準に適合するよう助言や指導を行っている。

景観協議件数

年 度	R元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
件数	326	334	307	304	216

### (5) 景観重要建造物の指定

建築物等の外観が景観上の特徴を有し、良好な景観の形成に重要なものを、「景観重要建造物」として 20 件を指定している。指定後は、外観の修繕等にかかる費用の一部を助成している。

(6) 景観まちづくり地域団体の認定及び助成

一定の地区において、景観の形成を推進する活動を継続している団体を、景観まちづくり団体として認定し、3年間に限り活動費の一部を助成している。

(7) 長崎市都市景観賞

長崎の歴史的背景と地理的特色を生かし、周辺のまちなみと調和した建築物等に対して賞を贈ることにより、市民の景観に対する関心を高め、よりいっそう快適で美しいまちなみを守り育てることを目的としたものである。令和5年度までに23回実施しており、これまでに132作品を表彰している。

(8) 都市サインの整備

都市サインのデザインや体系の再整備を行うため、平成7年3月策定の「長崎市案内・誘導サイン整備基本計画」及び平成26年3月策定の「まちなか誘導案内板整備計画」に基づき、観光面における市街地の主要地区で順次整備を進めている。

■令和5年度末現在の設置数

歩行者系	案内サイン	37 箇所
	誘導サイン	280 箇所
自動車系	誘導サイン	31 箇所

(9) 屋外広告物

中核市移行に伴い、長崎市屋外広告物条例を平成9年4月に施行し、屋外広告物の許可や指導を行っている。また、令和元年度をもって、違反広告物除却推進員による、簡易広告物の違反広告物除却推進運動を廃止した。令和2年度より、市民からの違反広告物の通報を受け、職員による現地調査、指導、除却を行っている。

屋外広告物許可物件数

年 度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
件	2,722	2,125	2,590

違反広告物簡易除却物件数

年 度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
件	0	5	0

(10) 公共掲示板

広告物の公的掲示場所を提供することにより、まちの美観維持と文化活動の向上に寄与することを目的に、「ふれあい掲示板」を58基設置している。

(11) 歴史的風致維持向上推進

長崎市歴史的風致維持向上計画（令和2年3月24日主務大臣認定）に基づき、重点区域である東山手・南山手区域において、令和2年8月に重点区域歴史まちづくり協議会として設立された「長崎居留地歴史まちづくり協議会」と連携し、歴史・伝統を守り、磨き、生かすことで、営みと賑わいが共生できるまちづくりを進めている。

(12) 夜間景観

夜景の更なる魅力向上を図るため、平成29年5月に策定した環長崎港夜間景観向上基本計画に基づき、「遠景の夜景みがき」と「中・近景の夜間景観づくり」の2つの視点で夜間景観を推進している。

## 5 地区計画

地区計画は、昭和 55 年の「都市計画法及び建築基準法の一部改正」により創設され、地区または街区を単位として、それぞれの地区の特性に応じたきめ細かな街づくりを行うための都市計画制度の一つである。

地区計画の内容は、住民の総意のもと、道路・公園等の地区施設の配置や規模に関する事項、建築物の形態・用途・敷地に関する事項、土地利用に関する事項などのうち、地区の状況、特性に応じて必要なものを選択して定め、これに基づき開発行為や建築行為等を規制・誘導することにより良好な市街地の形成または保全を図るものである。

本市では、昭和 62 年に「長崎市地区計画等の案の作成手続に関する条例」を制定し、昭和 63 年「八千代町地区計画」の都市計画決定をはじめとして、以降、令和 3 年 3 月「長崎スタジアムシティ地区計画」まで市内 41 地区で地区計画を定めており、今後さらに住民と一緒にまちづくりを進める上での有効な手段として、広範な活用を図っていく。

また、平成 4 年に「長崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例」を制定し、地区計画の内容を建築確認の審査事項に加え、良好な市街地の形成をより確実なものとしている。

## 6 斜面市街地再生事業

本市は、地形的な制約から車のアクセスが困難な斜面居住地が市街地の大半を占めている。これらの斜面市街地では、緊急車両のアクセス不可、災害の危険性、市民サービスの低下等の問題を有している。

このような問題の改善に向け、平成 2 年に斜面市街地の整備の基本的な考え方を「長崎市住環境整備方針」としてとりまとめ、平成 3 年度以降、地区ごとのまちづくり計画を策定し、斜面市街地再生事業を進めている。このうち十善寺地区においては、平成 7 年度から事業に取り組み、生活道路が完成した。このほか、7 地区（江平地区、稻佐・朝日地区、南大浦地区、北大浦地区、水の浦地区、岩瀬道・立神地区、立山地区）において、整備中の生活道路については、整備計画に基づき整備を進めてきたが、そのほかの生活道路については、事業完了までに、長期間、莫大な事業費を要することが予想されることから、現在、地元のまちづくり協議会や自治会と事業の見直しについて協議を進め令和 5 年度に 4 地区（十善寺地区、江平地区、立神地区、水の浦地区）を完了した。

## 7 住宅市街地総合整備事業

住宅市街地総合整備事業は、既成市街地において、快適な居住環境の創出、都市機能の更新、美しい市街地景観の形成等を図りつつ職住近接型の良質な市街地住宅の供給を推進するため、住宅等の建設及び公共施設の整備等を総合的に行う事業である。

(泉・住吉地区)

泉・住吉地区の 11.9ha を対象に、短大・工場・社宅の移転した跡地における土地利用転換と、周辺の道路・公園・下水道等の公共施設の整備を図るため、平成 7 年度に「泉・住吉地区住宅市街地総合整備事業整備計画」を策定し、平成 8 年 7 月に大臣承認を受けた。

住宅等の建設については、平成 10 年度から外語短大跡地の分譲住宅の建設工事に着手し、平成 12 年度に完成している。また、公共施設の整備についても、平成 10 年度から都市計画道路、雨水幹線工事、平成 16

年度からは市道の拡幅工事に着手しており、平成 22 年度までに全てが完成している。

[事業概要]

① 対象地区 住吉町、花丘町、泉 1 丁目及び 2 丁目の各一部 約 11.9ha

整備計画の大臣承認 平成 8 年度

② 抱点地区 短大跡地、工場跡地、社宅跡地 約 2.0ha

③ 計画概要 ○住宅供給計画（平成 12 年度完成）

・短大跡地（県公社） : 120 戸

・工場・社宅跡地（民間等） : 110 戸

○公共施設整備計画

・都市計画道路住吉町高田郷線 : L = 820m W = 13m 拡幅整備（平成 22 年度完成）

・泉町公園（近隣公園） : A = 1.06ha 再整備（平成 15 年度完成）

・住吉公園（街区公園） : A = 0.44ha 再整備（平成 14 年度完成）

・岩屋 6 号雨水幹線 : L = 445m 雨水幹線新設（平成 21 年度完成）

・花丘町住吉町線 : L = 106m W = 9m 拡幅整備（平成 21 年度完成）

（滑石地区）

滑石地区は、市内中心部から北北西へ 7~8km に位置し、かつてニュータウンとして開発された住宅市街地である。

当地区は、開発後 50 年を経過しつつあり、公的住宅の老朽化に伴い居住水準の向上やニーズに対応した建替え及び公共施設の整備を中心とした居住環境の再整備が課題となっている。

のことから、公的住宅団地の建替えによる良質な市街地住宅の供給に併せて、道路・河川・公園等を再整備すると共に、アーバンデザインの観点から民間住宅や商業施設の更新及び景観形成を誘導する。

[事業概要]

① 対象地区 滑石 3、4、5、6 丁目、横尾 1 丁目及び大園町の一部 約 112ha

整備計画の大臣承認 平成 17 年度

② 抱点地区 約 24.5ha

③ 計画概要 ○住宅供給計画（約 2,440 戸）

A 工区～H 工区 長崎県、長崎市、長崎県公社、特定施行者

○公共施設整備計画

・都市計画道路滑石町線 : L = 850m W = 30m 拡幅整備

・大井手川 : L = 2,150m 再整備

・滑石中央公園（街区公園） : A = 0.25ha 再整備（平成 14 年度完成）

・北陽公園（街区公園） : A = 0.31ha 再整備（平成 16 年度完成）

・大園公園（街区公園） : A = 0.18ha 再整備

## 8 中心市街地の再生

歴史的な文化や伝統に培われた「まちなか」は、社会情勢の変化により求心力を失いつつあったため、専門家や市民等で構成される「まちなか再生計画策定検討委員会」からの提案を踏まえ、平成 20 年 12 月に、「まちなか再生の行動に関する基本方針」を策定し、道路や交通、景観と地域文化、まちなか居住と賑わいの創出などの諸問題に対応しつつ、自主まちづくりや重点施策等の展開を図り、平成 25 年度から令和 4 年度までの 10 年間、「まちぶらプロジェクト」として取り組みを進めてきた。今後も「まちなか再生」を推進し、新幹線開業や長崎駅周辺の整備によって生み出される賑わいを「まちなか」に波及させる必要がある。

また、市街地の整備改善、まちなか居住の推進、商業の活性化等を目的として、平成 27 年に「第 1 期長崎市中心市街地活性化基本計画」の内閣総理大臣による認定を受け、令和 2 年に第 1 期に引き続き、「第 2 期長崎市中心市街地活性化基本計画」を策定し認定を受けた。

令和 6 年 4 月には、長崎駅周辺再整備や長崎スタジアムシティなど、新たな集客拠点から生まれる賑わいを「まちなか」を含む都心部全体へ波及させ、将来も賑やかで暮らしやすいまちづくりを進めていくための指針として、「長崎都心まちづくり構想」を策定した。

## 9 唐人屋敷顕在化事業

唐人屋敷跡は、日本と中国の交流の歴史において大きな意味を持つことから、まちづくりの方向性を示した「都市計画マスターplan」や「新地・十善寺地区まちづくりマスターplan」の中にも歴史を活かした地区として位置づけられている。

こうした地区の整備の方向性を踏まえ、平成 12 年度の長崎市唐人屋敷跡活用検討協議会からの「唐人屋敷跡の活用に関する提言」および、平成 14 年度の長崎市唐人屋敷顕在化事業推進会議からの「唐人屋敷顕在化事業の推進に関する助言」に基づき、平成 13 年度から、具体的な事業に着手し、歴史を活かした観光拠点の整備、居住環境の整備などを図るため、道路、広場、拠点施設などの整備や、沿道建築物等の修景に対して、経費の一部を助成するまちなみ整備助成事業を行うとともに、まち歩きなどのソフト事業についても地域住民と一体となって推進している。

これまでに四隅モニュメント、天后堂前広場、唐人屋敷象徴門（誘導門、大門）、十善寺地区まちづくり情報センター、蔵の資料館等が完成している。現在、土神堂前広場の整備を進めている。

## 10 老朽危険空き家対策事業

老朽危険空き家対策事業では、長年放置され老朽化し、倒壊等の危険性がある空き家のうち、所有者からその建物及び土地の寄附が受けられる等の条件を満たすものについて除却し、跡地をポケットパーク等の公共性のあるものとして整備し、その日常的な管理を地元自治会に委ねている。当初は、特に整備が必要な既成市街地（約 1,070ha、105 町丁目）を対象区域としていたが、平成 24 年度からは、既成市街地（約 3,900ha、330 町丁目）に区域を拡大し、令和 2 年度からは、全市域を対象区域としている。

この事業は、平成 18 年度から地域住民の安全性の向上と地域コミュニティの支援を目的として創設され、平成 19 年度から地域住宅交付金（平成 22 年度から社会資本整備総合交付金、平成 29 年度から空き

家対策総合支援事業補助金に移行）を活用している。

また、5年間を事業期間として始めた事業であるが、地域住民の事業に対する評価が高いことから、事業期間を延長し、住環境整備の推進を図っている。

年 度	申込件数	除却件数	備 考
H18～R4	590	54	-
R5	4	0	-
計	594	54	-

# 住居表示

住居表示に関する法律（昭和37年5月10日法律第119号）に基づき本市では、昭和38年中島川から長崎駅周辺の復興土地区画整理第1工区及びその周辺地区について、第1回目の町界町名整理と住居表示を実施し、次に掲げているように61回に渡って関係者の協力を得ながら、住居表示の実施並びにこれと関連した町界町名の整理を行ってきてている。

## 1 進捗率

(令和6年4月1日現在)

区分	面積		世帯数		町数
①実施済区域	41.884	k m <sup>2</sup>	進捗率	143,222 世帯	進捗率
②市内全域	405.690	k m <sup>2</sup>	①／② 10.32%	205,483 世帯	①／② 69.70%
③市街化区域	62.680	k m <sup>2</sup>	①／③ 66.82%		-
④全体計画区域	43.013	k m <sup>2</sup>	①／④ 97.38%	147,722 世帯	①／④ 96.95%
					336

## 2 住居表示の実施状況

実施年月日	町名	実施面積(k m <sup>2</sup> )	世帯数	町数
1 S38.11.1	江戸町外15町	0.942	3,959	16
2 S39.2.1	西坂町外7町	0.590	2,676	8
3 S39.4.1	出島町、新地町	0.180	724	2
4 S39.7.1	大橋町外10町	1.196	7,505	11
5 S39.10.1	目覚町外6町	0.781	4,605	7
6 S39.12.1	松山町外8町	1.258	6,224	9
7 S40.4.1	坂本町外9町	1.014	6,643	10
8 S40.11.1	稻佐町外13町	1.212	5,253	14
9 S41.3.1	淵町外12町	1.527	9,472	13
10 S41.11.1	八幡町外13町	0.600	5,075	14
追加	S47.11.1 淀町、江の浦町、平戸小屋町(追加分)	0.135	-	-
11 S48.4.1	高平町外28町	1.949	10,145	29
12 S48.2.1	五島町、樺島町、元船町	0.176	1,373	3
13 S48.11.1	松が枝町、相生町、上田町、出雲1・2丁目	0.332	1,279	5
14 S49.3.1	南山手町外7町	0.404	1,582	8
15 S49.12.1	川上町外6町	0.535	2,061	7
16 S51.6.1	滑石1丁目外10町	1.919	9,642	11
17 S52.9.1	新中川町外11町／八幡町(追加分)	1.334	3,944	12
18 S53.6.1	西山台1・2丁目	0.319	770	2
19 S54.1.1	鶴見台1・2丁目	0.236	882	2
20 S55.11.1	横尾1～5丁目／滑石3丁目(追加分)	0.712	2,508	5
21 S56.11.1	伊勢町外14町	1.067	4,904	15
22 S57.6.1	三景台町	0.160	417	1
23 S58.10.1	女の都2～4丁目	0.564	1,721	3
24 S59.3.1	かき道2・3丁目	0.540	1,273	2
25 S59.8.1	鶴の尾町	0.126	426	1
26 S59.10.1	平山台1・2丁目	0.400	873	2
27 S60.9.1	大宮町(追加分)	0.021	-	-
28 S60.10.1	鳴見台1・2丁目	0.627	1,645	2
29 S62.3.2	城山台1・2丁目／金堀町(追加分)	0.777	1,209	2
30 S63.6.6	葉山1・2丁目、岩屋町、エミネント葉山町	0.795	3,422	4
31 H元.2.6	下西山町	0.055	227	1

実施年月日	町名	実施面積(km <sup>2</sup> )	世帯数	町数
32	H元. 12. 4 立山1~5丁目	0.470	1,009	5
33	H 2. 10. 8 かき道4・6丁目	0.333	800	2
追加	H 2. 10. 8 元町外4町(追加分)	0.140	-	-
34	H 3. 2. 4 ダイヤランド1~4丁目	1.038	2,131	4
35	H 4. 2. 3 新戸町1丁目外5町／若竹町外1町(追加分)	0.965	2,820	6
36	H 4. 8. 3 坂本2丁目外3町／本尾町外3町(追加分)	0.845	1,232	4
37	H 5. 8. 2 界1・2丁目	0.332	1,072	2
38	H 5. 11. 1 大手2・3丁目／石神町外1町(追加分)	0.288	944	2
39	H 6. 2. 28 上錢座町外2町／天神町外2町(追加分)	0.400	712	3
39	H 6. 2. 28 西町、緑が丘町	0.286	1,128	2
39	H 6. 2. 28 かき道1・5丁目	0.345	957	2
40	H 6. 10. 31 赤迫1丁目外7町／泉1丁目外2町(追加分)	0.741	4,276	8
40	H 6. 10. 31 つつじが丘1~5丁目	0.367	1,226	5
41	H 7. 2. 6 上西山町、西山本町、西山1~3丁目	0.732	2,312	5
42	H 7. 10. 30 田上1丁目外5町／椎の木町外1町(追加分)	0.836	1,890	6
43	H 8. 2. 5 錦1~3丁目	0.202	1,024	3
43	H 8. 2. 5 寺町／高平町、愛宕1・2丁目(追加分)	0.413	37	1
44	H 9. 11. 4 三景台町、錦3丁目(追加分)	0.040	-	-
45	H10. 3. 2 東立神町外3町／東琴平1丁目外2町(追加分)	1.007	611	4
46	H10. 10. 5 上戸町1~4丁目	0.371	1,429	4
47	H11. 11. 8 国分町外4町／梁川町外3町(追加分)	0.839	2,386	5
48	H12. 2. 7 稲佐町外3町(追加分)	0.292	-	-
49	H13. 2. 5 京泊1丁目外4町／大園町(追加分)	1.829	2,372	5
50	H14. 1. 15 三原1丁目外2町／西山台1丁目(追加分)	0.832	3,203	3
追加	H14. 10. 9 片瀬3丁目(追加分)	0.029	-	-
51	H15. 1. 14 本河内1~3丁目	0.682	1,290	3
52	H16. 1. 13 小江原1~5丁目	1.395	3,279	5
53	H16. 10. 12 春木町外6町／岩見町(追加分)	1.524	3,481	7
追加	H17. 4. 22 出島町外1町(追加分)	0.107	-	-
54	H18. 3. 20 愛宕4丁目／弥生町外2町(追加分)	0.279	329	1
55	H18. 6. 19 小菅町(追加分)	0.076	-	-
56	H19. 1. 9 銀屋町、東古川町(旧町名復活)	(0.024)	(298)	2
57	H20. 1. 15 けやき台町外2町／出雲1丁目外3町(追加分)	0.541	823	3
58	H20. 2. 2 矢上町／かき道1丁目(追加分)	0.604	904	1
59	H21. 1. 13 泉1丁目(追加分)	0.108	-	-
60	H22. 7. 20 船大工町(旧町界への変更)	(0.008)	(95)	-
61	H23. 1. 11 新戸町4丁目	0.113	253	1
計		41.884	146,369	325

※ 世帯数は、令和6年4月1日現在の数であり、住居表示を追加実施した町の世帯数については、初回に実施した回数に一括で記載している。

※ 住居表示の実施により消滅した町名が、後年、復活した場合、その町の面積及び世帯数については、消滅した時点で計上されているため、復活した時点では( )で表示し、集計しないこととする。

#### 住居表示を一部実施している町(未実施区域が残る町)

青山町、秋月町、飽の浦町、油木町、出雲2丁目、出雲3丁目、入船町、岩屋町、大谷町、大鳥町、片瀬3丁目、片瀬4丁目、片瀬5丁目、上戸町4丁目、川上町、小菅町、昭和3丁目、白木町、新戸町3丁目、田上1丁目、田上3丁目、戸町2丁目、滑石4丁目、鳴滝3丁目、虹が丘町、西山1丁目、西山台2丁目、星取2丁目、本河内3丁目、水の浦町、八つ尾町(計31町)

## 地籍調査

地籍調査とは、国土調査法に基づく国土調査の一つで、一筆ごとの土地の所有者、地番及び地目の調査並びに境界の確認・測量及び面積の測定を行うものである。調査の結果は、地図（地籍図）と簿冊（地籍簿）として取りまとめられ、この写しが法務局に送られることで、法務局の登記簿と地図が更新されることになる。

長崎市では、合併前にすでに調査を完了している香焼、野母崎、三和、外海、琴海の各地区を除いて、市内全域において地籍調査を実施することとし、平成 22 年度から調査を進めている。

地籍調査の実施地区は、町単位を基本とするが、面積が大きい町は分割し、小さい町は複数の町で 1 地区を構成する。1 地区につき 3、4 年をかけて調査を行うことになる。

なお、地籍調査を実施することで、土地境界をめぐるトラブルの未然防止や災害復旧の迅速化、公共事業の効率化などへの効果が期待される。

### (1) 進捗状況

(R6. 3. 31)

調査対象面積	調査済（換算）面積	進捗率
386.75 km <sup>2</sup>	167.17 km <sup>2</sup>	43.2%

### (2) 実施地区

令和 5 年度までの調査完了地区	令和 6 年度実施予定地区
香焼、野母崎、三和、外海、琴海の各地区、古賀町の一部、松原町の一部、西山台 1・2 丁目、つつじが丘 1~5 丁目、中里町の一部、船石町の一部、東町の一部、天神町、浜平 1 丁目、御船蔵町、田中町の一部、緑が丘町、江里町、白鳥町、塩浜町、入船町、飽の浦町、秋月町、幸町、宝町、八千代町、銭座町、星取 1 丁目、川上町、椎の木町、小江原 3 丁目、小江町の一部、立山 1~5 丁目、三原 2 丁目、西町、稻佐町、油木町、千々町の一部、稻田町、中新町、十人町、館内町、水の浦町、大谷町、坂本 2・3 丁目、目覚町、緑町、上銭座町、大鳥町、丸尾町、元町、日の出町、高丘 1・2 丁目、浜平 2 丁目、磯道町の一部、城栄町、城山町、旭町、弁天町、飯香浦町の一部、曙町、光町、淵町、立岩町、虹が丘町、八景町、田上 2 丁目、青山町の一部、大崎町の一部、宮摺町の一部	金堀町の一部、大浦町、東山町、下町、平戸小屋町、江の浦町、南が丘町、南町、西山 1 丁目の一部、梁川町、竹の久保町、岩川町、浜口町、柳谷町、片瀬 4 丁目、花園町、東山手町、梅香崎町、岩見町の一部、宝栄町、春木町の一部、千々町の一部、坂本 1 丁目

# 交 通 対 策

本市の主要幹線道路は、東方向から国道34号（日見街道）、国道34号長崎バイパス、西方向から国道202号（外海～長崎駅前～都心）、北方向から国道206号（琴海～横道～赤迫～都心）、また南方向から国道324号（茂木街道）、一般国道499号（野母～江川～都心）が、いずれも市街地部に迫る山々の谷あいや海岸を走り、都心部に集まる一点集中型の道路体系（放射線型）となっている。のために、放射環状型の幹線道路網の整備に取り組んでいる。

## 1 幹線道路の整備状況

路 線 名	概 要
九州横断自動車道 長 崎 大 分 線 (長崎自動車道)	長崎市～大分市 延長 254km 幅員 22.0m (4車線) 長崎多良見IC～武雄北方IC 延長約 56km H2年1月供用開始 (うち長崎多良見IC～大村IC S57年11月供用開始) 長崎IC～長崎多良見IC 延長約 11.3km (2車線) H16年3月供用開始 長崎芒塚IC～長崎多良見IC 延長約 8.3 km R1年6月 全線4車線運用開始 長崎IC～長崎芒塚IC 延長約 3.0 km R4年3月 全線4車線運用開始
浦 上 川 線	松山町～茂里町 延長約 0.9km 幅員 16.5～34.0m H元年度供用開始 茂里町～元船町 延長約 2.4km 幅員 16.5～40.0m H22年11月供用開始
長 崎 時 津 縱 貫 線	茂里町～時津町 延長約 7.0km 幅員 12.0～18.0m R3年11月都市計画決定 茂里町～滑石2丁目 延長約 5.3km 幅員 12.0～18.0m R4年4月事業化
長 崎 外 環 状 線	時津町～江川町 延長約 22.2km 幅員 19.0m (4車線) S50年12月都市計画決定 時津町～川平町(川平有料道路) 延長約 4.7km (2車線) H2年7月供用開始 川平町～西山(代替ルート) 延長約 3.8km (2車線) H3年3月供用開始 早坂町～田上3丁目 延長約 1.3km (2車線) H15年3月供用開始 田上3丁目～新戸町 延長約 2.5km (2車線) H23年2月供用開始 新戸町～江川町 延長約 5.2km (2車線) H28年4月事業化
一般国道34号 日 見 バ イ パ ス	田中町～馬町 延長約 7.1km 幅員 25.0～35.0m S52年10月・S55年3月都市計画決定 本河内～芒塚町 延長約 2.3km 幅員 25.0m H11年11月 暫定2車線で供用開始 妙相寺～奥山 延長約 1.3km 幅員 25.0m H18年3月 4車線供用開始 本河内町～芒塚町(新日見トンネル) 延長 1.6km R3年3月 4車線供用開始
一般国道499号	H3年3月都市計画決定 小ヶ倉町2丁目～平山町 延長約 5.4km 幅員 19.0m (4車線) 江川町～平山町 延長約 2.5km 幅員 25.0m H23年3月供用開始 平山町～布巻町 延長約 1.3km 幅員 22.0m R7年度供用目標 蚊焼町 延長約 0.6km 幅員 14.5m H24年3月供用開始 蚊焼町～黒浜町 延長約 2.1 km 幅員 9.75m R4年3月供用開始
一般国道324号 出 島 バ イ パ ス	新地町～早坂町 延長約 3.4km 幅員 20.0m (4車線) H3年3月都市計画決定 H16年3月供用開始
女 神 大 橋 線	新戸町～大浜町 延長約 5.0km 幅員 25.0m (4車線) H3年12月都市計画決定 戸町4丁目～大浜町 延長約 4.0km H17年12月供用開始 新戸町～戸町4丁目 延長約 1.1km H20年3月供用開始
一般県道伊王島香焼線 (伊 王 島 大 橋 )	伊王島町2丁目～香焼町 延長約 2.7km 幅員 10.0m (2車線) H23年3月供用開始

## 2 主要地点の交通量 (R3 年度全国道路交通情勢調査、12 時間・24 時間の自動車類台数)

路 線	地 点	車線数	自 動 車 類(12h)			自 動 車 類(24h)		
			小型車	大型車	計	小型車	大型車	計
206 号	六 地 蔵 前	4	30,481	2,513	32,994	38,291	4,601	42,892
202 号	長 崎 駅 前	6	34,766	4,980	39,746	45,314	6,087	51,401
202 号	稻 佐 町	4	10,416	1,203	11,619	12,807	1,717	14,524
324 号	愛 宛 3 丁 目	2	7,472	324	7,796	9,251	401	9,652
34 号	新 大 工 町	4	24,476	2,099	26,575	31,389	3,159	34,548
34 号	田 中 町	2	8,695	748	9,443	11,332	1,086	12,418
長崎バイパス	間の瀬IC～川平IC	4	21,996	2,679	24,675	28,726	3,498	32,224
499 号	松 が 枝 町	6	24,110	2,393	26,503	30,320	3,869	34,189

## 3 公共輸送機関別輸送状況 (長崎市統計資料)

区 分	輸送量 (人／日)					輸送量分担率 (%)				
	H30	R元	R2	R3	R4	H30	R元	R2	R3	R4
合 計	223,595	212,699	159,954	159,233	176,691	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
バ ス	128,803	122,208	99,060	98,740	106,773	57.6	57.5	61.9	62.0	60.4
路面電車	46,509	44,814	29,089	30,982	37,300	20.8	21.1	18.2	19.5	21.1
鉄 道	15,760	15,392	11,063	11,154	13,010	7.1	7.2	6.9	7.0	7.4
タクシー	32,523	30,285	20,742	18,357	19,608	14.5	14.2	13.0	11.5	11.1

※ バス・路面電車・鉄道は各年度末の集計、タクシーは各年 12 月末の集計。

※ 本市の平均運行速度 バス約 15km/h 路面電車約 15km/h

## 4 九州新幹線西九州ルート

### 〈目的〉

全国の高速交通体系の主軸として国土の背骨を形成し、国土の均衡のとれた発展と西九州地域の一体的振興を促すとともに本市をはじめとする長崎県勢の浮揚を図る。

### 〈概要〉

- ・ 区 間 長崎市～福岡市 総延長約 143km
- ・ 認 可 区 間
  - 武雄温泉～長崎間（西九州新幹線）
  - 延 長 約 66km（工事延長約 67km）
  - 事 業 費 約 6,197 億円
  - 駅 の 位 置 武雄温泉駅（併設）、嬉野温泉駅（新設）  
新大村駅（新設）、諫早駅（併設）、長崎駅（併設）
  - 線 路 規 格 標準軌
  - 認 可 日 平成 24 年 6 月 29 日（工事実施計画（その 1））  
平成 29 年 5 月 19 日（工事実施計画（その 2））
  - 変 更 認 可 平成 31 年 4 月 12 日（工事実施計画の変更認可）
  - 認 可 内 容 用地、土木構造物関係（工事実施計画（その 1））

軌道、電気、信号・通信、車両検修などの開業設備(工事実施計画(その2))  
工事費の変更 約5,009億円→約6,197億円(変更認可)

事業期間 平成24年度～令和7年度(令和4年9月23日に対面乗換式にて開業)

〈これまでの経緯〉

九州新幹線西九州ルートについては、昭和48年の整備計画決定以来、これまで多くの関係者の積極的な取組みが続けられた結果、平成24年6月に、武雄温泉～長崎間を軌間可変電車方式(フリーゲージトレイン)により整備する内容の認可がなされた。

しかしながら、技術的な問題から平成30年7月にフリーゲージトレイン導入を断念するに至り、令和4年9月23日より武雄温泉駅でフル規格新幹線と在来線特急と同じホームで乗り換える対面乗換方式(リレー方式)にて運行が開始された。

現在は、新幹線効果が最大限発揮されるよう、未整備区間(新鳥栖～武雄温泉間)の早期整備を国に求めるとともに、東アジアの陸の玄関口にふさわしい、地域の魅力や個性を活かした長崎駅周辺のまちづくりに取り組んでいるところである。

## 5 JR長崎本線連続立体交差事業

JR長崎本線連続立体交差事業は、鉄道の高架化による東西市街地の一体化や、踏切除却による交通混雑や踏切事故の解消を図るとともに、西九州新幹線(長崎～武雄温泉)及び長崎駅周辺土地区画整理事業と一緒にとなって長崎駅周辺地区の再整備を行うもので、平成21年度に事業認可を取得し本格的に事業に着手しており、令和2年3月末、在来線高架切替え(新駅舎開業)が完了した。

【JR長崎本線連続立体交差事業の概要】

- ・事業主体 長崎県
- ・事業区間 松山町～尾上町 約2.5km
- ・工事方法 仮線方式
- ・除却踏切 竹岩橋踏切、梁川橋踏切、宝町踏切、幸町踏切
- ・高架化駅 長崎駅、浦上駅
- ・事業期間 平成21年度～令和6年度(令和2年3月28日高架化完了。現在、残工事を実施中)
- ・総事業費 約549億円

## 駐 車 場

本市中心市街地では、これまで、駐車対策を推進するために、昭和42年に都心部158haを駐車場整備地区に指定し、市営桜町駐車場、市民会館地下駐車場及び松が枝町駐車場の3箇所の都市計画駐車場を含む4箇所の市営駐車場を供用した。その後、昭和49年に松が枝地区、平成6年には住吉地区と浦上地区の駐車対策を推進するために駐車場整備地区の拡大を行い、現在341haを指定している。

また、民間施設の駐車対策として昭和45年には「長崎市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例」を定め、一定規模以上の建物に駐車場の設置を義務付けた。この条例は、附置義務基準の強化と適用地区の拡大を図るため平成5年3月に全部改正、平成13年6月には、荷捌きのための駐車施設の附置を義務付ける改正、令和4年12月には、現状の駐車場の供給量の充足等を踏まえ、原単位の変更、低減措置の追加を行うとともに、車いすを利用する方などの駐車施設設置を義務付ける改正を行い、令和5年4月より施行している。

また、平成6年10月には、駐車場法に基づき駐車場整備地区内における駐車場整備の基本方針、目標等を定めた「長崎市駐車場整備計画」を策定し、平成6年8月に平和公園駐車場、平成8年4月に桜町駐車場（増設）、平成9年11月に松山町駐車場、平成10年9月に茂里町地下駐車場、平成18年4月に松が枝町第2駐車場（県から移管）を供用し、さらに、長崎駅周辺土地区画整理事業により、令和2年3月に長崎駅西口自動車整理場を供用した。

また、市営茂里町地下駐車場を地下機械式から平面自走式に変更する再整備を行い、市営茂里町駐車場として、令和3年2月に供用した。

### 1 市営駐車場

(R6年4月1日現在)

区分	名称	桜町駐車場	市民会館地下駐車場	松が枝町駐車場	松が枝町第2駐車場	平和公園駐車場	茂里町駐車場	松山町駐車場	長崎駅西口自動車整理場
施設構造	鉄骨鉄筋コンクリート2階建	鉄筋コンクリート地下2層式	鉄筋コンクリート地下1層式 広場式1箇所	鉄筋コンクリート地上2階地下1階式	鉄骨鉄筋コンクリート地下1層式 広場式2箇所	平面式	鉄筋コンクリート地上2階地下1階式	平面式	
駐車場面積	3,688.8m <sup>2</sup>	6,617.3m <sup>2</sup>	3,878.8m <sup>2</sup>	4,200m <sup>2</sup>	7,384m <sup>2</sup>	2,770m <sup>2</sup>	9,300.88m <sup>2</sup>		
収容台数	普通車 170台 二輪車 44台	普通車 168台 二輪車 73台	バス 15台 マイクロバス 1台 普通車 40台 二輪車 5台	バス 11台 普通車 98台 二輪車 17台	バス 32台 普通車 88台 二輪車 6台	普通車 135台	バス 10台 普通車 292台	普通車 16台	
事業費	7億4,395万円	4億799万円	6億3,825万円	30億円	約44億4,491万円	2億2,064万円	28億3,000万円	2,330万円	
供用開始	平成8年4月1日	昭和49年1月14日	昭和51年7月1日	平成2年3月	平成6年8月1日	令和3年2月1日	平成9年11月3日	令和2年3月28日	
R5年度実績 (1日平均利用台数)	普通車 121台	普通車 189台	普通車 55台 バス(マイクロ含む) 23台	普通車 140台 バス(マイクロ含む) 4台	普通車 139台 バス(マイクロ含む) 29台	普通車 120台 バス(マイクロ含む) 1台	普通車 376台 バス(マイクロ含む)	普通車 111台	

## 2 市営駐車場の利用料金

### (1) 桜町駐車場

(R6. 4. 1 適用)

種別 車種	昼間駐車料金					夜間 駐車 料金	定期駐車料金				
	平日		休日								
	最初の 30分 まで	その後 30分 までごと	最初の 30分 まで	その後 30分 までごと	2時間30分以内 2時間 30分を超える 場合						
普通自動車	円 140	円 130	円 140	円 130	円 730	円 830	円 19,420	円 14,020			
小型自動車											
軽自動車											

### (2) 市民会館地下駐車場

(R6. 4. 1 適用)

種別 車種	昼間駐車料金		夜間 駐車 料金	定期駐車料金	
	最初の30分 まで	その後30分 までごと		全 日	昼間(午前8時から午後7時まで) 又は 夜間(午後6時から翌日の午前8時まで)
普通自動車	円 140	円 130	円 830	円 19,420	円 14,020
小型自動車					
軽自動車					

### (3) 松が枝町駐車場

(R6. 4. 1 適用)

種別 車種	昼間駐車料金		夜間駐車料金	
	最初の1時間まで	その後30分までごと	夜間 (午後5時から翌日の午前8時まで)	
バス	円 1,500	円 750	円 1,040	
マイクロバス	750	370	1,040	
普通自動車				
小型自動車	300	140	830	
軽自動車				

### (4) 平和公園駐車場

#### (ア) 地上部分

(R6. 4. 1 適用)

種別 (入出庫1回 につき) 車種	午前7時から午後8時までの1日当たりの駐車料金				午後8時から翌日の午前 7時までの駐車料金
	1時間まで	1時間を超える1時間 30分まで	1時間30分を超える 2時間まで	2時間を超える場合	
普通自動車	260円	380円	510円	620円	1時間につき 70円
小型自動車					
軽自動車					

(イ) 地下部分

a バス及びマイクロバス

(R6. 4. 1 適用)

車種 種別	昼間駐車料金		夜間駐車料金
	1時間まで	1時間を超える場合	
バス	円 1,500	円 2,090	円 1,040
マイクロバス	750	1,040	1,040

b その他

車種 種別	昼間駐車料金				夜間駐車料金
	1時間まで	1時間を超える場合 1時間 30分まで	1時間30分 を超える場合 2時間まで	2時間を超える場合 2時間まで	
普通自動車	円 260	円 380	円 510	円 620	円 830
小型自動車					
軽自動車					

(5) 茂里町駐車場

(R6. 4. 1 適用)

車種 種別	昼間駐車料金		午後10時から翌日の午前 8時までの駐車料金
	最初の30分まで	その後30分までごと	
普通自動車	円 130	円 120	円 30分につき 40
小型自動車			
軽自動車			

(6) 松山町駐車場

a バス及びマイクロバス

(R6. 4. 1 適用)

車種 種別 (入出庫1回につき)	午前7時30分から午後10時までの1日当たりの駐車料金		午後10時から翌日の午前 7時30分までの駐車料金 30分につき 50
	1時間まで	1時間を超える場合	
バス	円 30分につき 750	円 2,090	円 30分につき 50
マイクロバス	円 30分につき 370	円 1,040	

b 普通自動車、小型自動車及び軽自動車

種別 車種	入出庫1回ごとの駐車料金			定期駐車料金	
	午前7時30分から午後10時まで (1日当たり)		午後10時から 翌日の午前7時 30分まで		
	2時間まで	2時間を 超える場合	全 日	昼間(午前7時 30分から午後 10時まで)	
普通自動車 小型自動車 軽自動車	円 30分につき 120	円 620	円 30分につき 40	円 15,710	円 13,610

(7) 松が枝町第2駐車場

(R6. 4. 1適用)

種別 車種	昼間駐車料金		夜間駐車料金	定期駐車料金
	最初の1時間まで	その後30分までごと		
バス	円 1,500	円 750	円 1,040	
マイクロバス	750	370	1,040	
普通自動車 小型自動車 軽自動車	300	140	830	円 11,000

(8) 長崎駅西口自動車整理場

(R6. 4. 1適用)

種別 車種	入出庫1回ごとの駐車料金
普通自動車、小型 自動車、軽自動車	入庫後30分につき200円

駐車時間が20分以内の場合は無料

(9) 長崎市桜町駐車場、長崎市民会館地下駐車場、長崎市松が枝町駐車場、長崎市平和公園駐車場及び  
長崎市松が枝町第2駐車場の二輪自動車駐車料金

単位	駐車料金	
	最初の1時間30分まで	1時間30分を超える場合
入出庫1回につき	30分につき 60円	200円

入庫した日の翌日以降に出庫する場合の駐車料金の額は、この表の1時間30分を超える場合に  
掲げる額に入庫した日から起算して出庫した日までの日数を乗じて得た額とする。

### 3 駐車場等の整備状況

(R6. 4. 1)

都市計画駐車場				附置義務駐車施設		届出駐車場		路上駐車場	総供用数	
供用中		未供用		箇所	台数	箇所	台数	台数	箇所	台数
箇所	台数	箇所	台数	箇所	台数	箇所	台数	台数	箇所	台数
(5) 5	(758) 758	—	—	(43) 580	(11, 216) 35, 640	74	11, 540	—	659	47, 938

(注) 都市計画駐車場欄、附置義務駐車施設欄の( )は届出駐車場(内数)である。

届出駐車場は都市計画駐車場及び附置義務駐車場施設を除く。

### 4 二輪車等駐車場

道路残地などの市有地を利用して、計22箇所、約1,100台分の駐輪場の整備を行っている。

一方、近年、有料の民間駐輪場の整備が進んでいることから、受益者への適切な負担を求め、民間による駐輪場整備の機運を高めるとともに、駐輪場の適切な管理・運営に資するため、市街地中心部にある施設について、順次、有料化を進めている。

なお、令和4年1月には長崎市浦上駅二輪車等駐車場(有料)を供用開始した。

現在の設置場所、台数及び有料無料の別は、次のとおりである。

(R6. 4. 1)

名称	台数	有料・無料
万才町二輪車等駐車場	84台	有料
若葉町二輪車等駐車場	97台	無料
大橋町二輪車等駐車場	65台	無料
新地町二輪車等駐車場	21台	有料
恵美須町二輪車等駐車場	29台	有料
矢の平1丁目二輪車等駐車場	17台	無料
元船町二輪車等駐車場	83台	有料
古川町二輪車等駐車場	45台	有料
築町二輪車等駐車場	172台	有料
西山2丁目二輪車等駐車場	23台	無料
興善町二輪車等駐車場	18台	有料
元船町第2二輪車等駐車場	17台	有料
東山町二輪車等駐車場	10台	無料
立山地区二輪車等駐車場	20台	無料
尾上町二輪車等駐車場	66台	有料
東山町第2二輪車等駐車場	15台	無料
住吉町二輪車等駐車場	20台	有料
新大工町二輪車等駐車場	28台	有料
松原町二輪車等駐車場	38台	無料
長崎駅二輪車等駐車場	88台	有料
浦上駅二輪車等駐車場	90台	有料
計	1,046台	

## 5 二輪車等駐車場の利用料金

(1) 通常の駐車

(R6. 4. 1 適用)

区分		入出庫1回ごとの金額（円）
24時間以内の場合	最初の1時間まで	100
	1時間を超えるとき	200
24時間を超える場合		24時間につき 200

(2) 長崎市築町二輪車等駐車場に係る定期駐車券及び回数駐車券

区分	金額（円）
長崎市築町二輪車等駐車場に係る定期駐車券	月額 3,140
回数駐車券（11枚つづり）	2,000

# 土 地 対 策

開発許可制度は都市計画法に基づくもので、優先的、計画的に市街化を図る「市街化区域」と市街化を抑制する「市街化調整区域」(いわゆる「線引き都市計画区域」)、「非線引き都市計画区域」及び「都市計画区域外」において無秩序な市街化を防止し、公共・公益施設が整備され、かつ、安全性の確保された健全な市街地を計画的・段階的に形成していくことを目的にした制度である。

## 1 都市計画法に基づく開発許可

長崎市内において開発行為を行おうとする場合は、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。

(法第 29 条)

(許可が必要な開発区域の面積について)

- ・市街化区域 1,000 m<sup>2</sup>以上
- ・市街化調整区域 全て
- ・非線引き都市計画区域 3,000 m<sup>2</sup>以上
- ・都市計画区域外 10,000 m<sup>2</sup>以上

令和 6 年 4 月 1 日現在

事 項	年 度	R元	R2	R3	R4	R5
開発許可 (協議) (法第 29 条、法第 34 条の 2)		14	7	8	7	10
開発変更許可 (協議) (法第 35 条の 2)		9	13	1	7	2
建築等許可 (法第 43 条)		6	7	5	4	6
開発行為又は建築等に関する 証明書交付件数 (法施行規則第 60 条)		75	69	56	59	54

大規模開発の状況 (宅地開発 1 h a 以上)

(開発許可(協議)後を記入)

令和 6 年 4 月 1 日現在

番号	申 請 者	申 請 地	面積 (m <sup>2</sup> )	計画 戸数	備 考	通 称
1	日生不動産㈱	古賀町	12,703	48	昭和 49 年 8 月完了	古賀団地 (つつじが丘)
2	西日本菱重興産㈱	大浜町	31,238	116	昭和 50 年 7 月完了	大浜団地
3	柿田康郎 他 4 名	滑石町	25,753	67	昭和 50 年 12 月完了	—
4	(有)くみあいマート	滑石町	15,657	51	昭和 51 年 5 月完了	—
5	重橋正男 他 9 名	滑石町	20,229	61	昭和 51 年 5 月完了	—
6	西日本菱重興産㈱	大浜町	19,024	49	昭和 52 年 6 月完了	—
7	(有)安部組	滑石町	30,600	74	昭和 53 年 1 月完了	—
8	長崎パルコン㈱	鳴見町	10,989	27	昭和 53 年 11 月完了	パルコン第 1 、
9	長崎パルコン㈱	鳴見町	36,777	82	昭和 54 年 5 月完了	第 2
10	京王帝都電鉄㈱	三景台町	158,355	409	昭和 56 年 3 月完了	三景台団地
11	共立建設㈱ 他 1 名	新戸町、小ヶ倉町	25,424	57	昭和 56 年 7 月完了	共立団地
12	日本国土開発(有)	金堀町、立岩町	329,970	733	昭和 57 年 3 月完了	グリーンハイツ 城山台
13	富士開発㈱	古賀町	21,265	60	昭和 57 年 10 月完了	富士団地
14	琴の海産業開発㈱	平山町	326,289	773	昭和 58 年 1 月完了	平山台団地
15	長崎県労働生活組合	川平町	14,927	46	昭和 58 年 8 月完了	労生協団地
16	東亜地所㈱ 明豊開発㈱	鳴見町	497,665	1,264	昭和 59 年 2 月完了	光風台
17	ヒラカタ産業㈱	大宮町	20,395	79	昭和 59 年 3 月完了	パークタウン大 宮
18	中尾地所 崎陽地所㈱	金堀町	34,377	97	昭和 59 年 6 月完了	中尾団地

番号	申請者	申請地	面積 (m <sup>2</sup> )	計画 戸数	備考	通称
19	丸善産業開発(株)	大手町	14,898	39	昭和 58 年 11 月 第 1 工区完了 昭和 60 年 4 月 第 2 工区完了	丸善団地
20	㈱林兼商会	葉山町	105,910	318	昭和 60 年 6 月完了	エミネント葉山
21	東海建設(株)	坂本町	18,320	65	昭和 60 年 8 月完了	陽光台
22	亀谷建設(株)	大手町	13,577	48	昭和 60 年 8 月完了	文教台
23	㈱葵物産	葉山町	37,385	95	昭和 60 年 12 月完了	滑石葵団地
24	ヒラカタ産業(株)	住吉町、泉町	17,419	108	昭和 61 年 7 月完了	—
25	誠商事(有)	住吉町、赤迫町	14,692	54	昭和 63 年 4 月完了	アベニュー住吉
26	長崎市	錦町	16,082	106	昭和 63 年 9 月完了	中河内団地
27	三菱開発(株)	小ヶ倉町 2・3 丁目、磯道町、古道町	911,800	1,960	平成元年 4 月完了	南長崎ダイヤラ ンド
28	㈱飛鳥建設 飛栄産業(株)	小江原町、小江町	468,800	1,309	平成 2 年 1 月完了	小江原ニュータ ウン
29	誠商事(有) ダイア建設(株)	赤迫町	12,980	154	平成 3 年 3 月完了	ダイアパレス住 吉
30	西日本産業(株)	八つ尾町	29,841	137	平成 4 年 2 月完了	八ツ尾団地
31	真和商事(株)	東琴平町、西琴平 町	12,075	55	平成 4 年 3 月完了	琴平団地
32	(有)中島建設	向町	14,153	56	平成 4 年 7 月完了	式見台
33	長崎市	戸町 2 丁目	45,594	236	平成 5 年 3 月完了	市営二本松団地
34	㈱穴吹工務店	西北町、若竹町	10,290	156	平成 5 年 10 月完了	サーバス住吉台
35	㈱グリーンハウス	多以良町	36,187	94	平成 6 年 5 月完了	ハーベン長崎
36	(有)ゾーニング	鳴見町	11,604	37	平成 6 年 6 月完了	—
37	㈱馬場住研 ㈱高木工務店	田中町	15,821	195	平成 7 年 2 月完了	フォーレ東望
38	西日本菱重興産(株)	小瀬戸町、木鉢 2 丁目	11,030	44	平成 7 年 10 月完了	—
39	(有)女都産業	三原町	17,508	43	平成 7 年 11 月完了	—
40	㈱サンヒルズ長崎	国分町、小菅町、戸 町 1・2 丁目	100,508	449	平成 8 年 4 月完了	サンマリーナ長 崎
41	㈱田浦組	戸町 3 丁目	27,262	346	平成 8 年 6 月完了	—
42	鹿島道路(株) (資)三星産業 ㈱吾功創建	女の都 2 丁目	22,972	68	平成 8 年 7 月完了	—
43	㈱ユニカ	川平町	18,686	245	平成 9 年 7 月完了	コアマンション 長崎ガーデンヒ ルズ
44	㈱ユニカ	田中町	19,900	258	平成 14 年 1 月完了	コアマンション 長崎ネクステ ージ
45	㈱じゅう	大園町	16,736	148	平成 9 年 8 月完了	じゅうグランド マンション
46	㈱小川工務店	三和町	13,795	47	平成 11 年 2 月完了	千代の幸
47	㈱田川産業	城山台	12,520	58	平成 11 年 7 月完了	オークヒルズ城 山台
48	㈱アルファ九州	川平町、女の都 1 丁目	92,047	242	平成 11 年 9 月完了	西浦上NTけや き台
49	大英産業(株)	東町	96,874	261	平成 11 年 11 月完了	彩が丘
50	㈱穴吹工務店 西津建設(株) ㈱日本住宅	滑石 2・3 丁目	19,623	190	平成 11 年 12 月完了	サーパス滑石
51	㈱西海興業	油木町	18,049	150	平成 11 年 12 月完了	青山ニュータウン
52	鍵山木材(有)	鶴の尾町	13,126	45	平成 11 年 12 月完了	第 2 鶴の尾
53	双日(株) 清水建設(株)	三原町、高尾町	110,474	64	平成 16 年 7 月完了	三原台ニュータ ウン
54	(株)理研ハウス	小菅町、戸町 2 丁 目	35,209	262	平成 21 年 2 月完了	アプローズ長崎 小菅
55	(有)梁川商事	岩見町、立岩町	88,475	148	施行中 (全 12 工区中 5,8 工区 未完)	パークタウン岩 見

番号	申請者	申請地	面積 (m <sup>2</sup> )	計画 戸数	備考	通称
56	九州ランド開発(株)	田中町、矢上町、平間町	454,055	753	平成 13 年 8 月完了	オナーズヒル長崎新山手
57	長崎市	小浦町	19,435	267	平成 12 年 11 月完了	市営小浦団地
58	桜の里パークタウン開発(株)	京泊町、三京町、歓刈町	498,548	1,036	平成 13 年 4 月完了	パークコミュニティー桜の里
59	菱進不動産(株) 松尾商事(株) 西日本菱重興産(株) 長崎市教育委員会	木鉢町 2 丁目、大浜町、小瀬戸町	494,789	976	平成 26 年 8 月完了	ポートウェストみと坂
60	東亜地所(株)	歓刈町、多以良町、鳴見町	429,172	930	平成 20 年 1 月完了	サンコート豊洋台
61	㈱ラバン	上戸町	13,892	205	未着工	ラバンロイヤルマンション
62	若築建設(株) 株都市空間	戸石町	273,130	585	平成 16 年 10 月完了	ガーデンシティ東長崎
63	㈱山脇建設 矢上開発(株)	小江原町、小江町、柿泊町	77,993	239	平成 14 年 8 月完了	スイートタウン夢が丘
64	㈱吉田産業	小江町	21,557	67	平成 12 年 7 月完了	ボン・小江原団地
65	㈲ミヤザキ	泉 2 丁目	13,595	200	平成 13 年 5 月完了	—
66	㈲大石開発	田中町	14,183	53	平成 12 年 9 月完了	—
67	㈲慈愛会	鳴見台 2 丁目	54,237	147	平成 14 年 4 月完了	鳴見の丘
68	ヒラカタ興産(株)	彦見町	13,232	47	平成 16 年 5 月完了	パークタウン彦見
69	パークタウン泉開発(株)	泉 1 丁目	110,486	256	平成 21 年 6 月完了	コモンシティ住吉の杜
70	学校法人 活水学院 長崎新戸町ニュータウン開発特定目的会社	新戸町 3 丁目	129,859	217	平成 22 年 9 月完了	ウェリスパーク新戸町
71	㈱地中海	木鉢町 1 丁目	15,242	70	平成 20 年 10 月完了	—
72	長崎県土木部住宅課	深堀町 1 丁目	35,481	486	令和 5 年 3 月完了	県営深堀団地
73	長崎市まちづくり部住宅課	大園町	40,977	440	令和 3 年 3 月完了	市営大園団地
74	㈱なるみライフサービス	戸石町	10,644	44	平成 27 年 12 月完了	—
75	未来工建 (株)	上戸石町	15,621	51	施工中	—
76	(株) ユー・エム企画	小瀬戸町	11,783	39	施工中	—
77	(有) k u r i y a	戸石町	22,547	70	施工中	—
合計			6,944,317	19,561		

資料：建築部建築指導課

#### 開発行為の状況(昭和 49 年 12 月以降)

令和 6 年 4 月 1 日現在

区分	申請		備考
	件数	面積 (m <sup>2</sup> )	
1 大規模住宅団地 (1ha)	77	6,944,317	+ 49,951 m <sup>2</sup> 上戸石町、小瀬戸町、戸石町
2 小規模住宅団地 (1ha未満)	188	705,898.95	+ 8,417.79 m <sup>2</sup> 戸石町、深堀町 1 丁目、東町
3 共同住宅 (専用住宅含む)	164	811,749.75	+ 2,276.83 m <sup>2</sup> 川上町、小江原 5 丁目
4 宿泊施設	13	206,407.14	
5 事業所施設	129	2,090,816.58	+2,320.61 m <sup>2</sup> 田上 2 丁目、牧島町
6 学校施設	27	576,457.84	
7 運動・レジャー施設	21	3,794,314.47	
8 医療施設	17	201,055.78	
9 社会福祉施設	78	426,851.22	
10 神社・寺院	9	21,868.28	

区分		申請		備考		
		件数	面積(m <sup>2</sup> )			
11	墓地・墓苑	26	251,481.92			
	合計	749	16,031,218.93	+62,966.23 m <sup>2</sup>		

## 2 開発審査会

### (1) 概要

本会は、都市計画法第78条の規定に基づき設置され、委員は長崎市開発審査会条例に基づき市長が任命（任期2年）しており、現在7名が任命されている。

令和6年4月1日現在

事項		年度	R元	R2	R3	R4	R5
開催回数			2	1	2	0	0
付 議 件 数	都計法第29条		1	0	1	0	0
	都計法第34条の2		0	0	0	0	0
	都計法第43条		0	1	1	0	0
	都計法第35条の2		0	0	0	0	0
	都計法第42条		1	0	0	0	0
計			2	1	2	0	0

## 3 宅地造成等規制法に基づく許可

### (1) 目的

この法律は宅地造成に伴い崖くずれ又は土砂の流出を生ずるおそれが著しい市街地又は市街地となる土地の区域内（宅地造成工事規制区域）において、宅地造成に関する工事等について災害の防止のため必要な規制を行うことにより、国民の生命及び財産の保護を図り、もって公共の福祉に寄与することを目的とした制度である。

### (2) 概要

宅地造成工事規制区域内において造成工事を行おうとする場合は、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。（法第8条）

（許可が必要な造成について）

- 切土であって、当該切土をした土地の部分に高さが2mを超える崖を生ずることとなるもの
- 盛土であって、当該盛土をした土地の部分に高さが1mを超える崖を生ずることとなるもの
- 切土と盛土とを同時にする場合、当該切土及び盛土をした土地の部分に高さが2mを超える崖を生ずることとなるもの
- 前記に該当しない切土・盛土工事であって工事部分の面積が500m<sup>2</sup>を超えるもの

令和6年4月1日現在

事項		年度	R元	R2	R3	R4	R5
宅地造成許可(協議)（法第8条、法第11条）			14	16	18	11	19
宅地造成変更許可（法第12条）			5	7	1	0	3
宅地造成に関する証明書交付（法施行規則第30条）			270	280	242	233	194

# 市 営 住 宅

市営住宅は、主に公営住宅法、住宅地区改良法及び都市再開発法等に基づき建設され、関係法及び長崎市営住宅条例等により、適正な管理に努めている。

令和6年4月1日現在、95団地9,009戸を管理しており、その種類は目的別に「国及び地方公共団体が協力して健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸する」ことを目的とした公営住宅、「不良住宅が密集して、危険又は有害な状況にある地区を指定し、不良住宅を除却することに伴い、その居住する住宅を失い住宅に困窮すると認められる者に賃貸する」ことを目的とした改良住宅、「市街地再開発事業の施行区域等内に居住する借家人等で、住宅に困窮することとなる者に賃貸する」ことを目的とした再開発住宅、「密集住宅市街地整備促進事業の施行に伴い、その居住する住宅を失い、住宅に困窮すると認められる者に賃貸する」ことを目的としたコミュニティ住宅、「国及び地方公共団体が協力して居住環境が良質な住宅を整備し、これを中堅所得者に賃貸する」ことを目的とした特定公共賃貸住宅、及び「公営住宅には収入基準が超過しており入居できない者等に対する住宅の提供、教職員住宅等の用途廃止後における施設の有効活用等を図ろうとするもので、住宅を必要とする者に賃貸する」ことを目的とした単独住宅の6つに分けられ、それぞれの管理戸数は下記のとおりである。

## 1 管理戸数

(単位：戸) (R6. 4. 1現在)

構造別		種 別	計	公 営	改 良	再開発	コ ミ ュ ニ テ イ 住 宅	特 公 賃	单 独
計		9,009(1,825)	7,827( 918)	865( 727)	36( 0)	30( 0)	106(35)	145(145)	
耐	火	8,827(1,643)	7,647( 738)	865( 727)	36( 0)	30( 0)	106(35)	143(143)	
簡易耐火	平 屋	0( 0)	0( 0)	0	0	0	0	0	0
	2 階	172( 172)	172( 172)	0	0	0	0	0	0
木 造		10( 10)	8( 8)	0	0	0	0	0	2( 2)

( ) は旧町地区的内数

## ※県営住宅（長崎市に建設分）

(単位：戸) (R6. 4. 1現在)

		計	公 営	改 良	準 公 営	特 公 賃
計		6,389	6,219	110	30	30
耐	火	6,343	6,173	110	30	30
簡易耐火	平 屋	0	0	0	0	0
	2 階	28	28	0	0	0
木 造		18	18	0	0	0

## 2 団地ごと管理戸数

【東 部】(計 1,510 戸)

(R6. 4. 1 現在)

住 宅 名	管理戸数(戸)	建 築 年 度 别 戸 数(戸)
日 見 大 曲	178	16(S38 年度) 32(S39 年度) 70(S50 年度) 60(H4 年度)
本 河 内	60	60(H28 年度)
宿 町	460	70(S47 年度) 80(S51 年度) 100(S52 年度) 94(S53 年度) 116(S54 年度)
宿 町 第 2	216	55(S57 年度) 80(S58 年度) 45(S59 年度) 36(S60 年度)
宿 町 第 3	101	101(S63 年度)
網 場	30	30(S50 年度)
西 山 台	84	84(S53 年度)
矢 上	124	124(S60 年度)
矢 上 第 2	50	50(H2 年度)
矢 上 第 3	165	77(H4 年度) 88(H5 年度)
鶴 の 尾	42	42(S61 年度)

【西 部】(計 1,450 戸)

(R6. 4. 1 現在)

住 宅 名	管理戸数(戸)	建 築 年 度 别 戸 数(戸)
小 江 原 第 1	103	51(H6 年度) 52(H8 年度)
小 江 原 第 2	520	290(S48 年度) 190(S49 年度) 40(S50 年度)
小 江 原 第 3	104	104(H元年度)
小 浦	267	80(H6 年度) 65(H8 年度) 122(H10 年度)
福 田 本 町	141	81(S49 年度) 60(S50 年度)
大 浜	80	80(S50 年度)
三 重	220	80(S61 年度) 70(S62 年度) 70(H元年度)
木 鉢	15	15(H5 年度)

【南 部】(計 944 戸)

(R6. 4. 1 現在)

住 宅 名	管理戸数(戸)	建 築 年 度 别 戸 数(戸)
新 戸 町	184	60 (S47 年度) 50 (S51 年度) 24 (S52 年度) 50 (S53 年度)
草 住	45	45 (S53 年度)
毛 井 首	140	50 (S54 年度) 90 (S55 年度)
茂 木	60	28 (S59 年度) 32 (S60 年度)
小 ケ 倉	256	58 (S61 年度) 126 (S62 年度) 72 (S63 年度)
二 本 松	239	86 (H2 年度) 81 (H3 年度) 72 (H4 年度)
十 善 寺	20	20 (H10 年度)

## 【北部】(計 3,280 戸)

(R6. 4. 1 現在)

住 宅 名	管理戸数 (戸)	建 築 年 度 别 戸 数 (戸)
滑 石	514	188 (H10 年度) 117 (H13 年度) 209 (H15 年度)
三 原	90	90 (S43 年度)
川 平	220	70 (S45 年度) 150 (S46 年度)
大 園	440	197 (H21 年度) 175 (H24 年度) 68 (H27 年度)
富 士 見	40	40 (S45 年度)
女 の 都	200	40 (S47 年度) 120 (S48 年度) 20 (S51 年度) 20 (S52 年度)
青 山	103	24 (S50 年度) 44 (S51 年度) 35 (S52 年度)
シ ュ モ 一	40	40 (S51 年度)
城 栄	30	30 (S52 年度)
錢 座	32	20 (S53 年度) 12 (S56 年度)
横 尾	418	72 (S53 年度) 110 (S54 年度) 176 (S55 年度) 60 (S56 年度)
清 水	61	61 (S54 年度)
西 北	107	32 (S55 年度) 30 (S56 年度) 45 (S57 年度)
狩 股	121	45 (S55 年度) 40 (S56 年度) 36 (S57 年度)
花 丘	40	40 (S56 年度)
若 竹	109	60 (S57 年度) 49 (S58 年度)
西 町	21	21 (S57 年度)
西 町 第 2	74	23 (S58 年度) 51 (S59 年度)
文 教	122	50 (S58 年度) 72 (S59 年度)
中 河 内	106	50 (S61 年度) 56 (S62 年度)
千 歳	204	168 (S63 年度) ※36 戸はS63 年度に買い取り
若 葉	58	58 (H3 年度)
城 山 台	27	27 (H7 年度)
三 芳	93	63 (H7 年度) 30 (H8 年度)
江 平	10	10 (H13 年度)

## 【香焼地区】(計 475 戸)

(R6. 4. 1 現在)

住 宅 名	管理戸数 (戸)	建 築 年 度 别 戸 数 (戸)
田 ノ 浦	54	54 (17 年度)
深 浦	242	60 (S46 年度) 70 (S47 年度) 80 (S48 年度) 30 (S52 年度) 2 (S58 年度)
恵 里 上	119	25 (S61 年度) 20 (S63 年度) 20 (H2 年度) 24 (H4 年度) 30 (H10 年度)
本 村	60	60 (H25 年度)

## 【伊王島地区】(計 174 戸)

(R6. 4. 1 現在)

住 宅 名	管理戸数 (戸)	建 築 年 度 别 戸 数 (戸)
多 尾	10	4 (H6 年度) 6 (H9 年度)
瀬 戸 屋 敷	6	6 (H7 年度)
塩 町	158	30 (S49 年度) 30 (S60 年度) 30 (S63 年度) 24 (H3 年度) 44 (H28 年度)

## 【高島地区】(計 439 戸)

(R6. 4. 1 現在)

住 宅 名	管理戸数 (戸)	建 築 年 度 别 戸 数 (戸)		
本 町 第 1	66	26 (S42 年度)	20 (S43 年度)	20 (S44 年度)
本 町 第 2	12	12 (S44 年度)		
高 島 光 町	198	108 (S40 年度)	30 (S58 年度)	30 (S59 年度) 30 (S60 年度)
西 浜	126	42 (S44 年度)	84 (S46 年度)	
日 吉 岡	15	9 (S57 年度)	6 (S59 年度)	
尾 浜	12	12 (H20 年度)		
仲 山	10	10 (H20 年度)		

## 【野母崎地区】( 計 107 戸)

(R6. 4. 1 現在)

住 宅 名	管理戸数 (戸)	建 築 年 度 别 戸 数 (戸)		
樺 島	9	5 (S54 年度)	4 (S58 年度)	
高 浜 第 1	9	5 (S55 年度)	4 (S56 年度)	
高 浜 第 2	7	3 (S57 年度)	4 (S58 年度)	
高 浜 第 3	15	6 (S60 年度)	5 (S61 年度)	4 (S62 年度)
野 母 第 2	17	5 (S55 年度)	6 (S56 年度)	6 (S57 年度)
脇 岬	22	5 (S54 年度)	4 (S56 年度)	5 (S57 年度) 4 (S58 年度) 4 (S59 年度)
脇 岬 北 港	8	8 (H6 年度)		
野 母	20	20 (R3 年度)		

## 【外海地区】(計 453 戸)

(R6. 4. 1 現在)

住 宅 名	管理戸数(戸)	建 築 年 度 别 戸 数(戸)
永 田 第 1	16	8 (H4 年度) 8 (H8 年度)
永 田 第 2	8	8 (H13 年度)
永 田 第 3	8	8 (H15 年度)
高 尾	4	4 (S51 年度)
松 本	16	16 (S52 年度)
松 山 迫	16	16 (S55 年度)
出 津	28	12 (H元年度) 8 (H2 年度) 8 (H6 年度)
西 出 津	14	14 (H13 年度)
丸 尾	14	14 (H13 年度)
神 浦	16	8 (S52 年度) 8 (S63 年度)
夏 井	26	12 (H5 年度) 8 (H11 年度) 6 (H13 年度)
池 島 第 1	24	24 (S45 年度)
池 島 第 2	68	6 (S37 年度) 12 (S38 年度) 12 (S40 年度) 14 (S45 年度) 24 (S46 年度)
池 島 第 3	179	19 (S40 年度) 72 (S41 年度) 32 (S42 年度) 32 (S43 年度) 24 (S44 年度)
池 島 第 4	16	16 (S54 年度)

## 【三和地区】(計 168 戸)

(R6. 4. 1 現在)

住 宅 名	管理戸数(戸)	建 築 年 度 别 戸 数(戸)
蚊 燒	24	24 (H元年度)
須 浜 第 1	50	50 (H14 年度)
年 崎	4	4 (S40 年度)
為 石	52	32 (H8 年度) 20 (H10 年度)
宮 崎 第 1	18	18 (S63 年度)
牟 田 尻	20	20 (H16 年度)

## 【琴海地区】(計 9 戸)

(R6. 4. 1 現在)

住 宅 名	管理戸数(戸)	建 築 年 度 别 戸 数(戸)
長 浦	9	9 (H4 年度)

## 3 高齢者・障害者対応住戸設置状況

(R6. 4. 1 現在)

区 分	計	高 齢 者 対 応	障害者対応[車椅子]	シルバーハウジング
公 営	180	88	63 (8)	29

( ) 合併地区の内数

#### 4 公募状況

公募は、新築については完成時に、空家については平成 11 年度から年 6 回行い、いずれも抽選により入居者を決定している。

(R5 年度)

区分 内容	新 築		空 家				
	公 営	改 良	公 営	改 良	再開発	特公賃	单 独
公 募 戸 数	6	0	135	5	0	3	2
申 込 人 数	5	0	615	7	0	0	2
倍 率	0.83	0.00	4.56	1.40	0.00	0.00	1.00

#### 5 家賃

##### (1) 家賃の額

(R6. 4. 1 現在)

住宅の種類	家賃の種類	平均	最 高		最 低	
公 営 住 宅	応能応益	26,352円	牟田尻	87,700円	本町第2	5,300円
改 良 住 宅	応能応益	15,815円	塩町	49,100円	西浜	7,200円
	固定	8,965円	深浦	11,300円	池島第3	4,600円
再 開 発 住 宅	固定	50,687円	千歳	61,000円	千歳	34,600円
特定公共賃貸住宅	固定	68,441円	三芳	90,900円	多尾	37,000円
コミュニティ住宅	応能応益	28,842円	江平	35,500円	江平	23,800円
	固定	42,826円	十善寺	50,300円	十善寺	36,000円
单 独 住 宅	応能応益	11,526円	出津	29,500円	高島光町	5,800円
	固定	27,312円	瀬戸屋敷	37,000円	深浦	9,500円

※平均額は、減免適用前の家賃額で算定。

##### (2) 公営住宅の収入基準・家賃制度

(R6. 4. 1 現在)

入居者資格における収入基準	
① 収入基準	ア 高齢者・障害者世帯等（裁量階層）→月額収入 186,000 円以下 イ 過疎地域（裁量階層） →月額収入 259,000 円以下 ウ ア、イ以外の者（原則階層） →月額収入 139,000 円以下
② 家賃	家賃=家賃算定基準額×市町村立地係数×規模係数×経過年数係数×利便性係数
③ 収入超過者 の 家賃	・収入超過者→3年以上の入居者で①の収入基準を超えた者 ・家賃=本来家賃（②で算出した家賃）+（近傍同種の住宅の家賃－本来家賃）×政令で定める率
④ 高額所得者 の 家賃	・高額所得者→5年以上の入居者で引き続き 2 年以上条例で定める額の月額収入を超えた者 条例で定める額 259,000 円～313,000 円 ・家賃=近傍同種の住宅の家賃（ただし、明渡し請求期限後は、近傍同種の住宅の家賃の 2 倍の範囲内で設定した額）

## 6 市営住宅附設駐車場

(R6. 4. 1 現在)

### ① 【東 部】 1,123 区画

住 宅 名	区画	使用料 (円)
本 河 内	22	9,500
綱 場	20	4,000
宿 町	280	3,500 (一部 4,500)
宿 町 第 2	210	3,500
宿 町 第 3	27	3,500
鶴 の 尾	42	3,500
西 山 台	63	5,000 (一部 6,500)
日見大曲 (住宅)	36	3,500
日見大曲 (アパート)	98	3,500
矢 上	108	3,500
矢 上 第 2	52	3,500
矢 上 第 3	165	3,500 (一部 4,500)

### ② 【西 部】 1,209 区画

住 宅 名	区画	使用料 (円)
木 鉢	15	4,000
小 浦	269	3,500 (一部 4,500)
小 江 原	103	4,000 (一部 5,200)
小 江 原 第 2	415	3,500 (一部 3,000、4,500)
小 江 原 第 3	106	3,500
福 田 本 町	87	3,500
三 重	214	3,500

### ③ 【南 部】 748 区画

住 宅 名	区画	使用料 (円)
草 住	19	4,500
毛 井 首	140	4,000
小 ケ 倉	224	3,500
十 善 寺	10	10,000
新 戸 町	108	4,000
二 本 松	203	3,500
茂 木	44	3,500

### ④ 【北 部】 1,997 区画

住 宅 名	区画	使用料 (円)
川 平	32	5,000
清 水	25	5,000
城 山 台	38	5,000 (一部 6,500)
中 河 内	77	4,500
滑 石	461	6,000 (一部 10,000)
大 園	293	6,000
花 丘	21	7,500 (一部 9,500)
文 教	53	6,000
三 原	45	5,000
三 芳	83	5,500 (一部 7,000)
女 の 都	188	4,000 (一部 5,200)
横 尾	382	5,000 (一部 6,500)
若 竹	63	5,000 (一部 6,500)
西 町	16	4,500

### ④ 【北 部】

西 町 第 2	36	4,500
若 葉	29	7,000
西 北	70	5,000
江 平	8	5,000
狩 股	77	5,000

### ⑤ 【香焼地区】 316 区画

住 宅 名	区画数	使用料 (円)
田 ノ 浦	49	2,000
深 浦	128	1,500 (一部 2,000)
恵 里 上	91	1,500 (一部 2,000)
本 村	48	2,000

### ⑥ 【伊王島地区】 114 区画

住 宅 名	区画数	使用料 (円)
塩 町	98	1,000
多 尾	10	1,000
瀬 戸 屋 敷	6	1,000

### ⑦ 【野母崎地区】 85 区画

住 宅 名	区画数	使用料 (円)
高 浜 第 1	6	3,000
高 浜 第 2	5	3,000
高 浜 第 3	16	2,000 (一部 3,000)
野 母 第 2	10	2,000 (一部 3,000)
脇 岬	20	2,000 (一部 3,000)
脇 岬 北 港	8	3,000
野 母	20	3,000

### ⑧ 【外海地区】 251 区画

住 宅 名	区画数	使用料 (円)
永 田 第 1	30	1,500
永 田 第 2	11	1,500
永 田 第 3	8	1,500
高 尾	6	1,500
松 本	17	1,500
松 山 迫	16	1,500
出 津	42	1,500
西 出 津	18	1,500
丸 尾	19	1,500
神 浦	22	1,500
夏 井	42	1,500
池 島 第 4	20	1,000

### ⑨ 【三和地区】 157 区画

住 宅 名	区画数	使用料 (円)
蚊 燒	17	2,000
須 浜 第 1	50	2,000
為 石	52	3,700
宮 崎 第 1	16	2,000
牟 田 尻	22	2,000

### ⑩ 【琴海地区】 9 区画

住 宅 名	区画数	使用料 (円)
長 浦	9	1,000 (一部 1,500)

新設団地は昭和 61 年度、既設団地は平成 2 年度から有料駐車場を設置。対象者は市営住宅の入居者又は同居者で、自己の所有する自動車のために使用する場としている。

# 建築指導

本市は、建築主事を置く「特定行政庁」として、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、公共の福祉の増進に資することを目的として、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低限の基準を定めている建築基準法に基づく事務を行っている。

また、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律及び長崎市中高層建築物等の建築紛争の予防に関する条例等の関係法令に基づく審査、指導業務を行っている。

## 1 建築確認・検査等件数

### (1) 建築確認等交付件数

(令和5年度)

区分		建築物	工作物	建築設備	計
確認	長崎市建築主事	58	8	0	66
	指定確認検査機関	671	21	144	836
小計		729	29	144	902
計画通知	長崎市建築主事	25	5	4	34
合計		754	34	148	936

### (2) 完了検査交付件数

(令和5年度)

区分		建築物	工作物	建築設備	計
完了検査	長崎市建築主事	57	6	1	64
	指定確認検査機関	632	10	106	748
小計		689	16	107	812
完了検査《計画通知》	長崎市建築主事	20	1	4	25
合計		709	17	111	837

## 2 許可・認定等件数

建築基準法に基づく許可・認定等（令和5年度）

### (1) 許可件数

61件(内訳)  
・43条 32件  
・仮設 23件  
・その他 6件

### (2) 認定・承認件数

15件(内訳)  
・認定 8件  
・承認 7件

### (3) 仮使用の認定件数

11件

### (4) 道路の位置指定件数（法第42条第1項第5号）

1件

## 3 違反建築物・特定空家等の指導

### (1) 違反建築物の措置

(令和5年度)

指導	是正
133件	25件

(2) 特定空家等の調査・指導 (令和5年度)

調査	指導等(※)	解体・改修済
127件	145件	96件

※口頭指導、文書送付含む。

(3) 苦情・相談件数… 空き家 75件、その他 44件

#### 4 その他建築関連の条例等に基づく届出等 (令和5年度)

- (1) 中高層建築物等の建築紛争の予防に関する条例に基づく届出件数…47件
- (2) 長崎県福祉のまちづくり条例に基づく届出・報告件数…65件（民間48件 + 公共17件）
- (3) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定件数…177件
- (4) 都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく認定件数…8件
- (5) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づく届出件数 …989件
- (6) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）に基づく届出件数（変更届含む） …46件

#### 5 安全・安心住まいづくり支援費

(1) 目的

地震による住宅の倒壊等を防止し、被害の軽減を図るため、旧耐震基準により建築された木造戸建住宅の耐震診断、耐震改修設計・耐震改修工事及び除却工事に要する費用の一部を助成する。

(2) 事業概要

ア 耐震診断費に係る助成

助成額 診断費61,500円のうち51,000円（令和2年度から）

※41,000円（補助対象基準額）+10,000円（市単独）=51,000円

実績 令和5年度 25件

イ 耐震改修計画及び耐震改修工事費に係る助成（耐震化に係る総合支援メニュー）

助成額 耐震改修工事費の4/5（上限 100万円）

※防災改修工事を併せて実施する場合、工事費（防火）の1/2（上限 30万円）の上乗せ（地域要件あり）

実績 令和5年度 9件

ウ 除却工事費に係る助成

助成額 工事費の23%（上限 30万円）ただし地域要件あり

実績 令和5年度 3件

#### 6 民間建築物耐震化推進事業費補助金

(1) 目的

地震による建築物の倒壊等を防止し、被害の軽減を図るため、旧耐震基準により建築された、多数の者が利用する一定規模以上の民間建築物の耐震診断及び耐震改修設計・耐震改修工事に要する費用の一部を助成する。

(2) 事業概要

ア 耐震診断費に係る助成

- (ア) 特定既存耐震不適格建築物（緊急輸送道路沿道の建築物を除く。）  
助成額 診断費の2/3（上限 160万円）  
実 績 令和5年度 0件
- (イ) 緊急輸送道路沿道の建築物  
助成額 診断費の2/3（上限 240万円）  
実 績 令和5年度 0件
- (ウ) 要緊急安全確認大規模建築物（平成28年度廃止）
- イ 耐震改修設計費に係る助成  
(ア) 緊急輸送道路沿道の建築物  
助成額 設計費の2/3（上限 400万円）  
実 績 令和5年度 0件
- (イ) 要緊急安全確認大規模建築物  
助成額 設計費の5/6（上限額なし）  
実 績 令和5年度 0件
- ウ 耐震改修工事費に係る助成  
(ア) 要緊急安全確認大規模建築物  
助成額 一般・・・工事費の269/600（上限なし、ただし補助対象限度額あり）  
避難所等・・・工事費の11/15（上限なし、ただし、補助対象限度額あり）  
実 績 令和5年度 0件

## 7 アスベスト対策費補助金

- (1) 目 的  
吹付けアスベストの飛散による健康被害から市民を守るため、多数の者が使用する民間建築物のアスベスト分析調査及び除去等工事の費用の一部を助成する。
- (2) 事業概要  
ア 分析調査費に係る助成  
助成額 調査費の10/10（上限 25万円）  
実 績 令和5年度 1件
- イ 除去等工事費に係る助成  
助成額 工事費の2/3（上限 1,000万円）  
実 績 令和5年度 0件
- ウ 除却工事費に係る助成  
助成額 工事費の2/3（上限 1,000万円）  
実 績 令和5年度 0件

## 8 特定空家等除却費補助金

- (1) 目 的  
長年放置され老朽化し、周辺の住環境を悪化させている危険な空き家住宅の除却に要する経費の一部を助成する。
- (2) 事業概要  
除却工事費に係る助成  
助成額 補助対象経費（除却工事費の8/10）の1/2（上限 50万円）  
実 績 令和5年度 35件

## 9 長崎市宅地のがけ災害対策費補助金（平成27年4月1日施行）

### (1) 目的

個人が所有する宅地等のがけ面において、崩壊したがけの早期復旧又は崩壊を未然に防ぐ工事を促し、安全で快適な住まいとまちをつくるため、その対策工事に要する費用の一部を助成する。

### (2) 事業概要

#### 災害対策工事費に係る助成

対象 : 次のいずれにも該当するもの

・個人が所有する宅地等のがけであること

・崩壊した部分又は崩壊のおそれがある部分であること

※その両側の一定範囲を含む

・第三者（第三者が居住している建築物や道路、公園）に被害が及んでいる又は被害が及ぶおそれがあること

対象地域 : 市内全域

助成額 : 災害対策工事費の1/3（上限 200万円）

実績

令和6年4月1日現在

年度 事項	R元	R2	R3	R4	R5
崩壊したがけの復旧工事件数	8件	26件	20件	13件	13件
崩壊のおそれがあるがけの防災工事件数	-	18件	11件	12件	9件
計	8件	44件	31件	25件	22件

※令和2年度より、「崩壊のおそれがあるがけ」の防災工事も対象

## 10 ブロック塀等除却費補助金

### (1) 目的

小学校の通学路に面する倒壊の危険性のあるブロック塀等の除却工事に要する費用の一部を助成することで、地震発生時のブロック塀等の倒壊による人的被害を未然に防止し、安全・安心な住環境づくりを推進する。（令和2年度から開始）

### (2) 事業概要

#### ア ブロック塀等の除却工事費に係る助成

助成額 補助対象経費の1/2 上限12万円（敷地1面あたり、2面まで）

実績 令和5年度 3件

#### イ はね出しスラブの除却工事費に係る上乗せ助成

助成額 補助対象経費の1/2 上限8万円（敷地1面あたり、2面まで）

実績 令和5年度 0件

#### アの申請者が非課税者の場合の助成

助成額 補助対象経費（廃棄物の運搬処分費を除く）の10/10 上限20万円（敷地1件あたり）

実績 令和5年度 1件

# 水道

## 1 沿革・業務実績

本市は、海沿いの急斜面が多いという地形上の特徴のため、昔から水には不自由してきた。そのため水道の歴史は古く、その起源は延宝元年（1673年）本五島町の乙名で廻船問屋を営んでいた倉田次郎右衛門が私財を投じ、長崎奉行所の援助を受けて創設した「倉田水樋」とされている。その後、この水道は近代水道が創設されるまでの218年もの間、人々の暮らしを支えてきた。

明治18年（1885年）、『コレラ』が猛威を奮ったが、このような悪疫の流行は人々の衛生思想の欠如と不良飲料水が主な原因とされ、在住の外国人等は水道設備の必要性を提唱、翌明治19年に着任した日下義雄県令は、水道布設が港湾都市長崎発展の緊急課題であるとの見地から、金井俊行区長と協議、意見の一致をみたので水道設置を決意し、吉村長策氏を長崎県技師に任用して水道の設計にあらせた。

吉村技師の設計は総工事費が30万円にも上るもので、当時の区の年間予算約4万円では到底賄えるものではなく、また、人々の衛生思想が未発達であったため、町には反対の火の手が上がり賛成派との対立が激化していった。この間にあっても日下県令、金井区長の水道布設に対する強い決意は変わることなく、明治22年（1889年）1月の臨時区議会において『区立水道布設議案』が可決された。

その後、工事期間2年余りにして明治24年（1891年）3月に本河内水源地が完成し、横浜（明治20年10月）、函館（明治22年9月）に次ぐ我が国3番目の近代水道（水道専用ダムの建設は我が国初）として同年5月16日から待望の給水が開始された。

平成3年に本市の水道は記念すべき創設100周年を迎える第一歩を記した。その間には、昭和20年8月9日の原子爆弾による被災、昭和30年代から昭和40年代にかけての「長崎砂漠」と称されたほどの渇水、昭和57年7月23日の大水害、平成6年から平成7年にかけての渇水等、多くの難問に直面してきたが、施設の整備拡充とともに、市域内外に水源を求め、安定した給水の確保に努めてきた。

平成17年1月4日に近隣6町と、平成18年1月4日に近隣1町と合併、上水道事業4、簡易水道事業12、飲料水供給事業3を有することとなったことから、効率的かつ安定的な水の供給及び管理体制の強化を図るため、平成17年度から令和3年度にかけて、水道施設統合整備事業を実施した。

また、破損事故の未然防止、漏水防止対策の強化及び出水不良の解消を図るため、令和5年度から令和9年度の期間で第12次配水施設整備事業として老朽管の布設替え、管網の整備を行っている。さらに、更新時期を迎えた浦上浄水場及び道ノ尾浄水場と長与町の浄水場を統廃合し、長与町と共同で官民連携による新たな浄水場の整備を進めている。

（各年度末）

区分	年 度	R3	R4	R5
行政人口(人)		400,472	395,591	389,895
給水人口(人)		391,862	387,086	381,512
普及率(%)		97.85	97.85	97.85
給水戸数(戸)		216,468	216,125	216,250
年間給水量(m <sup>3</sup> )		41,877,520	41,697,190	41,707,340
有収水量(m <sup>3</sup> )		37,398,454	36,808,782	36,272,634
有収率(%)		89.30	88.28	86.97
1日平均給水量(m <sup>3</sup> )		114,733	114,239	113,954
1日最大給水量(m <sup>3</sup> )		125,200	148,070	124,090
1人1日平均給水量(1)		293	295	299
1人1日最大給水量(1)		320	383	325
1日配水施設能力(m <sup>3</sup> )		176,150	176,150	176,150

区分	年 度	R3	R4	R5
	職 員 数 (人)	178	172	173

※R4 の 1 日最大給水量の値は、寒波時に発生した漏水等の数値が含まれている。

## 2 料金・加入金

### (1) 水道料金

(H22.9月分から適用)

用 途	基 本 料 金		従 量 料 金	
	メーターの口径	金額 (1か月につき)	単 位	金 額
一 般 用	20 ミリ以下	805 円	(1 m <sup>3</sup> につき)	
	25 ミリ	1,000 円		1 m <sup>3</sup> ～10 m <sup>3</sup> 70 円
	40 ミリ	2,500 円		11 m <sup>3</sup> ～50 m <sup>3</sup> 260 円
	50 ミリ	4,500 円		51 m <sup>3</sup> ～100 m <sup>3</sup> 330 円
	75 ミリ	9,500 円		101 m <sup>3</sup> 以上 396 円
	100 ミリ	16,000 円		
	150 ミリ	33,000 円		
	200 ミリ以上	45,000 円		
公 衆 浴 場 用	一 般 用 と 同 じ		1 m <sup>3</sup> につき	70 円
船 舶 用	一 般 用 と 同 じ		1 m <sup>3</sup> につき	170 円
臨 時 用	—		1 m <sup>3</sup> につき	396 円
備考				
1	「一般用」とは、公衆浴場用、船舶用及び臨時用以外のものをいう。			
2	「公衆浴場用」とは、公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律（昭和 56 年法律第 68 号）第 2 条に規定する公衆浴場の用に供するものをいう。			
3	「船舶用」とは、船舶の給水の用に供するものをいう。			
4	「臨時用」とは、工事その他臨時の用に供するものをいう。			

※水道料金の額は、上の表より算定して得た額に消費税相当額を加算して得た額。

### (2) 水道用加入金

ア 対 象 給水装置の新設工事、給水せん増設に伴うメータ一口径の増径工事

イ 実 施 昭和 51 年 5 月 1 日以降の申し込みより

ウ 金 額

(S 59. 4. 1 改定)

メータ一口径 (mm)	13	20	25	40	50	75	100	150	200 以上
金 額 (千円)	60	133	250	760	1,160	2,800	4,850	10,500	管理者が別に定める額

※ 加入金の額は、上の表に定める額に消費税相当額を加算して得た額。

### 3 経営状況

令和5年度における経営状況は、収益においては、営業収益が8,793,018千円で前年度比1.0パーセント、85,403千円の減収となっており、うち、給水収益は8,425,182千円で前年度比1.1パーセント、97,288千円の減収となっている。また、営業外収益が1,377,963千円で前年度比3.0パーセント、39,799千円の増収となっており、特別利益が54,281千円で前年度比1,000パーセント以上、53,397千円の増収となっている。この結果、総収益は10,225,263千円となり、前年度比0.1パーセント、7,793千円の増収となっている。

費用においては、総費用は9,046,443千円で前年度比3.4パーセント、321,286千円の減少となっている。この結果、損益勘定は1,178,820千円の純利益が生じた。

一方、資本的収支では、本年度5,596,248千円の財源不足が生じたが、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額414,849千円、損益勘定留保資金3,958,100千円、減債積立金61,165千円及び建設改良積立金1,162,134千円で補てんした。

長崎市水道事業基金は、55,846千円を積み立て、13,842千円処分したため基金総額は、1,207,586千円となった。

#### 水道事業会計の概要

区分	年度	令和4年度決算	令和5年度決算	令和6年度 (当初)予算
水道事業収益	10,217,470千円	10,225,263千円	11,003,030千円	
水道料金収入	8,522,470	8,425,182	9,172,864	
	-	23,494	-	
	25,549	-	23,013	
	1,669,451	1,776,587	1,807,153	
水道事業費用	9,367,729	9,046,443	10,197,998	
職員給与費	1,077,143	1,070,011	1,197,895	
	173,577	151,322	131,116	
	4,626,829	4,657,180	4,639,932	
	675,302	549,108	753,539	
	114,326	144,532	188,765	
	2,700,552	2,474,290	3,286,751	
資本的収入	949,633	991,416	847,958	
企業債	100,000	100,000	100,000	
	372,995	362,981	74,507	
	476,638	528,435	673,451	
資本的支出	6,159,100	6,511,064	6,032,126	
建設改良費	4,956,239	5,310,800	3,587,102	
	4,717,577	5,080,728	3,335,892	
	227,843	220,364	237,785	
	10,819	9,708	13,425	
	1,073,632	1,024,828	990,429	
その他の	129,229	175,436	1,454,595	

区分	年度	令和 4 年度決算	令和 5 年度決算	令和 6 年度 (当初) 予算
		当 年 度 純 利 益	849,741 千円	805,032 千円
経営分析	利 益 剰 余 金 合 計	3,161,606	3,269,336	1,973,031
	企 業 債 現 在 高	9,578,732	8,653,903	7,763,474
	供 給 単 價	231.53 円/ m <sup>3</sup>	232.27 円/ m <sup>3</sup>	232.32 円/ m <sup>3</sup>
	給 水 原 價	222.62 円/ m <sup>3</sup>	216.72 円/ m <sup>3</sup>	238.72 円/ m <sup>3</sup>
	対 料 金	企業債元利償還金	14.63%	12.23%
	收 入 比	職員給与費	12.64%	13.06%

(注) 決算の欄においては、「水道事業収益」及び「水道事業費用」は消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を記載し、「資本的収入」及び「資本的支出」は消費税及び地方消費税相当額を含んだ金額を記載している。

予算の欄においては、全て消費税及び地方消費税相当額を含んだ金額を記載し、当年度純利益の欄は消費税及び地方消費税相当額を含んだ金額の收支差引額を記載している。

平成 26 年度からは、新会計制度を適用している。

給水原価においては、総務省の経営指標の算定方法によるもの。

## 4 施 設

### (1) 水源施設

本市には、水源になるような大きな河川がなく、また、地下水にも恵まれていないため、水源の大部分は、13箇所のダム貯水池（市内 10、市外 3）に依存している。

#### ア ダム

(R6. 3. 31)

貯水池	総貯水量	有効貯水量	水道有効量	1 日最大取水量
本 河 内 高 部	496,000 m <sup>3</sup>	386,000 m <sup>3</sup>	386,000 m <sup>3</sup>	5,500 m <sup>3</sup>
本 河 内 低 部	607,000	577,000	43,000	1,000
西 山	1,580,000	1,470,000	760,000	8,100
小 ケ 倉	2,040,000	1,940,000	1,690,000	10,500
浦 上	1,972,000	1,900,000	1,900,000	22,500
神 浦	6,840,000	6,280,000	5,070,000	48,000
河 通				
雪 浦	3,900,000	3,220,000	1,620,000	32,700
萱 瀬	6,810,000	5,940,000	813,000	12,000
式 見	2,150,000	2,050,000	1,380,000	9,000
鹿 尾	1,140,000	1,000,000	630,000	7,600
鳴 見	2,250,000	2,190,000	1,740,000	11,500
中 尾	1,580,000	1,470,000	1,000,000	8,700
落 矢 (休止中)	—	—	—	—
計	31,365,000	28,423,000	17,032,000	177,100

## イ 取水状況

(R5 年度)

区分	取水量	構成比	区分	取水量	構成比	
表流水	自 流	3, 839, 350m <sup>3</sup>	8. 39%	地 下 水	0m <sup>3</sup>	0. 00%
	ダ ム	41, 941, 610m <sup>3</sup>	91. 61%	そ の 他	0m <sup>3</sup>	0. 00%
				合 計	45, 780, 960m <sup>3</sup>	100. 0%

## (2) 净水施設

浄水場は、大きな水源はないため分散しており、老朽化した施設については、年次的な計画により整備・改良を行い、給水能力の維持を図っている。

## 主な浄水場

(R6. 3. 31)

浄水場名	浄水方法	公称施設能力
本河内	急速ろ過	14, 100m <sup>3</sup> /日
浦上	〃	21, 500
東長崎	〃	19, 460
道ノ尾	〃	11, 160
手熊	〃	92, 930
三重	〃	
小ヶ倉	〃	17, 000

## (3) 配水施設

本市は、山に囲まれた地形的な特殊性があるため、多くの配水池・配水槽・減圧槽を設置している。

## 配水池・配水槽・減圧槽の設置状況

(R6. 3. 31)

標高	設置箇所数	貯水容量
251m以上	29	10, 279. 5m <sup>3</sup>
201m~250m	18	16, 290. 3m <sup>3</sup>
151m~200m	49	24, 269. 5m <sup>3</sup>
101m~150m	57	31, 961. 6m <sup>3</sup>
51m~100m	72	57, 720. 4m <sup>3</sup>
50m以下	5	30, 186. 0m <sup>3</sup>
計	230	170, 707. 3m <sup>3</sup>

## (4) 管路延長状況

(R6. 3. 31)

区分	計	導水管	送水管	配水管
計	2,621,319m	80,999m	240,688m	2,299,632m
1,000 以上	31,170m	19,935m	6,720m	4,515m
900～500	80,150m	22,998m	9,735m	47,416m
450～250	283,301m	38,066m	76,538m	168,698m
200～75	1,408,179m	0m	127,877m	1,280,302m
75mm未満	818,519m	0m	19,817m	798,702m

※ ずい道等も含む。

## (5) 漏水防止対策

令和 5 年度の漏水量は 3,513,759 m<sup>3</sup>であり、年間総給水量に占める割合は 8.42%であった。

このような中、予防的対策として、配水施設整備事業による老朽管の布設替えを実施している。

また、対症療法的対策として、旧市内の給水区域を対象に約 700 の区画を形成し夜間に流量を測定して、戸別に音聴等を行い漏水を発見し、修繕を行っている。

## 5 拡張事業

## (1) 拡張事業の沿革

本市は、地形的に水資源に恵まれないため、市域拡大等による人口増加や産業の発達による水の需要量の増加に対応するためには、常に水源開発に努めなければならないといった状況下にあり、今日まで 7 回に及ぶ拡張事業を行ってきてている。

水道創設後、第 4 回拡張事業までに 5 つのダムを建設し、給水状況は、一応の緩和をみたが、第 2 次世界大戦後の人口増加や商工業の発達等により、水の需要量は増加の一途をたどった。

そこで、第 5 回拡張事業では、大村市の萱瀬ダムから道ノ尾浄水場に 1 日 12,000m<sup>3</sup> の原水を導入するため、大村湾の海底約 6km に導水管を布設するという大事業を行い、次の第 6 回拡張事業では、遠く西彼杵半島にも水源を求め、市外の神浦、河通、雪浦ダム、並びに、市内の式見ダムの合わせて 4 つのダムを建設し、これらのダムから本市全体の取水量の約 50% に相当する 1 日 92,700m<sup>3</sup> を取水できるようになり、現在、一応安定した給水状況になった。

しかしながら、下水道の普及にも見られるように近年著しい生活水準の向上とともに、都市用水の使用は増加することが予想されるため、供給についての不安が生じないよう第 7 回拡張事業を策定し、昭和 56 年 3 月 31 日に認可を受けた。

なお、この事業は、未給水地区の解消と、7.23 長崎大水害を教訓とする長崎水害緊急ダム建設事業（長崎県施行）および合併後の安全で安定した水の供給等を図る水道施設統合整備事業の推進を目的としており、現在、平成 19 年 10 月 16 日に第 7 回拡張事業第 4 次変更認可を受け施行中である。

名 称	起工年月	完成年月	事 業 費	計 画		築造施設
				給水人口	1 日最大給水量	
創 設	明治 22 年 4 月	明治 24 年 3 月	千円 282	人 60,000	m <sup>3</sup> 5,460	本河内高部水源池
第 1 回拡張	明治 33 年 8 月	明治 37 年 3 月	1,461	182,000	20,000	西山水源池 本河内低部水源池 西山低部浄水場
第 2 回拡張	大正 9 年 10 月	大正 15 年 3 月	5,179	269,000	29,000	小ヶ倉水源池 出雲浄水場
第 3 回拡張	昭和 16 年 9 月	昭和 20 年 2 月	5,444	294,300	55,900	浦上水源池 鹿尾川分水
第 4 回拡張	29 年 3 月	39 年 3 月	541,011	314,000	82,300	八郎川取水 矢上浄水場 川平川・長与川取水
第 5 回拡張	38 年 4 月	42 年 3 月	1,603,400	367,500	96,340	大村市萱瀬ダム取水 宮摺川取水 道ノ尾浄水場
第 6 回拡張	42 年 4 月	56 年 3 月	17,390,000	439,800	182,520	神浦ダム、河通ダム 雪浦ダム、式見ダム 手熊浄水場
第 7 回拡張	54 年 4 月	令和 8 年 3 月	75,423,000	413,600	148,000	鹿尾ダム、鳴見ダム 小ヶ倉浄水場 三重浄水場 中尾ダム、東長崎浄水場

## (2) 第 7 回拡張事業

### ア 計画のあらまし

本事業は、当初昭和 60 年度を目標年次として認可を得、鹿尾ダム、鳴見ダムの建設により新規水源を開発するとともに、あわせて、相川・櫻山・平地・東部の各簡易水道事業の中央水道への統合を 59 年度までに完了した。

第 1 次変更では、目標年次を平成 7 年度に定め、鳴見ダム、式見ダムの取水量の見直しと、鹿尾川水道組合から継承した水量の中央水道へ組み入れ、水質・水量に不安定な太田尾・飯香浦両簡易水道の中央水道への統合（平成 4 年 3 月完了）及び市周辺地域の未給水地区（東部）の解消（平成 8 年 3 月完了）を行い、普及率の向上を図った。

第 2 次変更では、長崎県施行の長崎水害緊急ダム建設事業において、水道専用の本河内高部、本河内低部、西山、浦上ダムの多目的化及び既設の雪浦ダムの改良並びに代替水源としての中尾ダム及び雪浦第 2 ダムの建設による 1 日 1,400m<sup>3</sup> の新規水源を開発し、あわせて水道施設の統廃合と関連する導水施設等の整備を行うとともに、茂木地区の給水の万全を期するため茂木水道事業を中央水道に統合（平成 7 年度完了）し、長崎市上水道事業として一元化を図ることとした。

第 3 次変更では、第 2 次変更による施策に加え、未給水地区の解消を図るため給水区域の拡張を含む長期的な水需給計画の見直しを実施し、目標年次を平成 22 年度、計画給水人口 423,100 人、計画 1 日最大給水量 187,800m<sup>3</sup> として施行した。

第 4 次変更では、第 3 次変更による施策に加え、水道未普及地域の解消、水道事業の一元化に伴う給水区域の拡張を含む長期的な水需給計画の見直しを実施し、目標年次を令和 7 年度、計画給水人口 413,600 人、計画 1 日最大給水量 148,000m<sup>3</sup> として施行中である。

一 事 業 の 概 要 一

計画目標年次	令和7年度	計画給水人口	413,600人
事業期間	昭和54年度～令和3年度	公称施設能力	191,291m <sup>3</sup>
工事期間	昭和54年度～令和3年度	1日最大給水量	148,000m <sup>3</sup>
		1人1日最大給水量	358ℓ
	現在の給水区域に周辺地区加え、相川・樺山・平地・東部簡易水道区域、及び太田尾・飯香浦の各簡易水道区域の統合（太田尾・飯香浦統合簡易水道施設整備事業）と、未給水地区の解消（未給水地区無水源簡易水道事業）、茂木水道を中心水道へ統合（上水道統合整備事業）および合併町の水道事業を統合する（水道施設統合整備事業）	新規開発取水量	20,500m <sup>3</sup> /日
		新規開発給水量	19,000m <sup>3</sup> /日
		全体事業費	約 904億円
計画給水区域	現在の給水区域に周辺地区加え、相川・樺山・平地・東部簡易水道区域、及び太田尾・飯香浦の各簡易水道区域の統合（太田尾・飯香浦統合簡易水道施設整備事業）と、未給水地区の解消（未給水地区無水源簡易水道事業）、茂木水道を中心水道へ統合（上水道統合整備事業）および合併町の水道事業を統合する（水道施設統合整備事業）	第7回拡張事業	約 244億円
		太田尾・飯香浦統合簡易水道施設整備事業	約 6億円
		未給水地区無水源簡易水道事業	約 70億円
		上水道統合整備事業	約 317億円
		水道施設統合整備事業	約 127億円

イ 施設の概要（上水道統合整備事業）

- ・貯水施設      多目的ダム      (新設) 1箇所 (中尾ダム)
  - 〃                          (改築) 2箇所 (西山、本河内高部ダム)
  - 〃                          (改良) 2箇所 (本河内低部、浦上ダム)
- ・導水施設 ————— [導水管]      φ 500～250mm 総延長 約 3,150m
  - [ポンプ場]      4箇所 (浦上、西山、中尾、矢上)
- ・浄水施設 ————— [浄水場]      1箇所 (東長崎)
- ・送水施設 ————— [送水管]      φ 800～200mm 総延長 約 5,026m
  - [ポンプ場]      2箇所 (小江、浦上)
- ・配水施設 ————— [配水管]      φ 800～250mm 総延長 約 20,494m
  - [配水池]      2箇所 (東長崎、浦上)

## ウ 水源の新規開発（長崎水害緊急ダム建設事業）

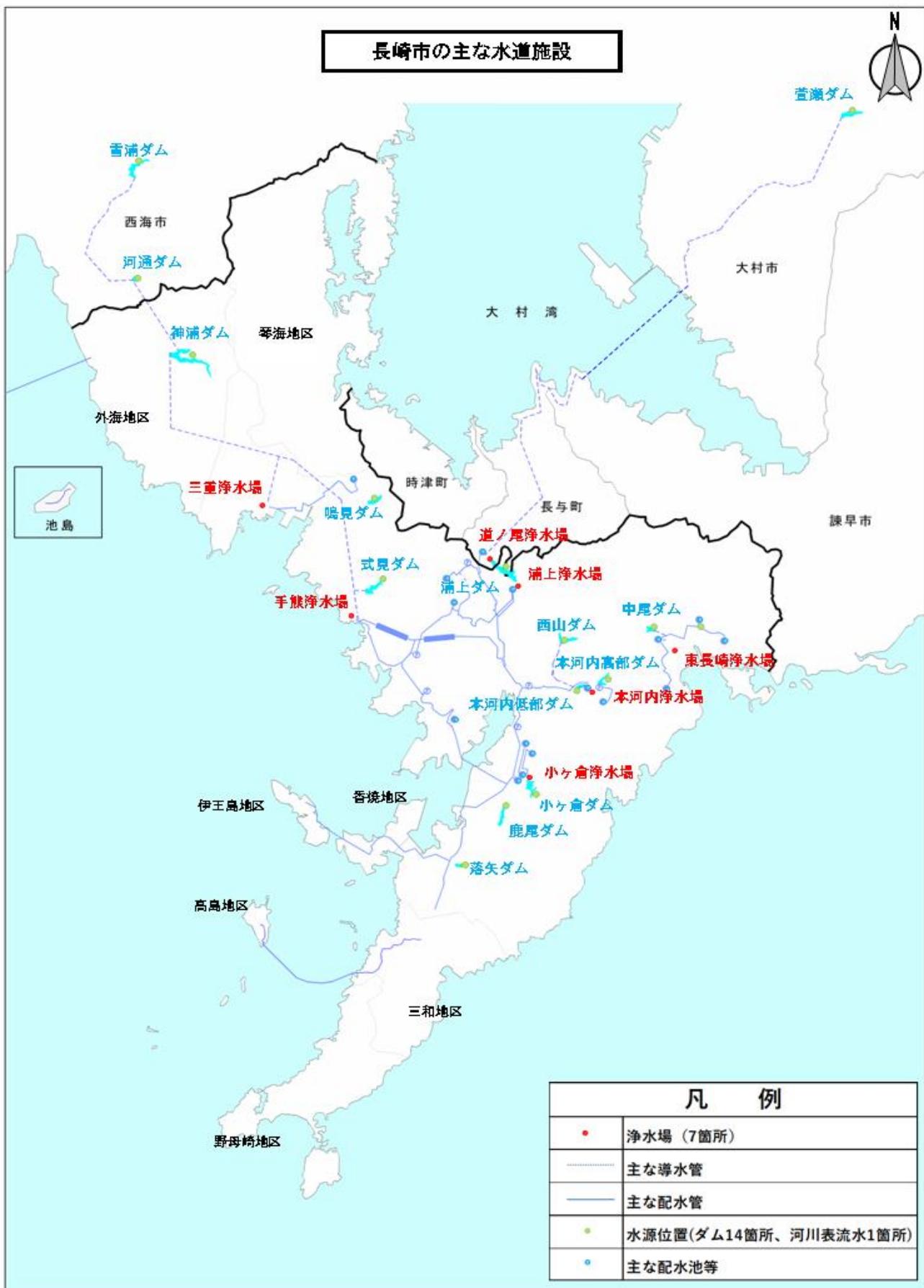
(単位 : m<sup>3</sup>)

区分	ダム名	工法	1日最大取水量			1日最大給水量増減
			現行取水量	計画取水量	差引増減	
既設ダム	本河内高部	改築	m <sup>3</sup> /日 5,200	m <sup>3</sup> /日 6,500	m <sup>3</sup> /日 △2,900	1,300
	本河内低部	改良	4,200			
	西山	改築	11,400	8,100	△3,300	
	浦上	改良	25,000	23,900	△1,100	
新設ダム (振替ダム)	中尾	新築	0	8,700	8,700	
合計			45,800	47,200	1,400	1,300

※長崎県は平成 20 年度に、雪浦第 2 ダムの建設を中止し、その代替水源として浦上ダムの再開発により利水容量を確保する計画変更を行っている。なお、浦上ダムが平成 21 年 12 月 25 日に国土交通省の方針で検証の対象ダムとなったことに伴い、長崎県においては、「関係地方公共団体からなる検討の場」、「長崎県公共事業評価監視委員会」等を経て現行計画案どおり事業継続とする対応方針を決定し、平成 23 年 7 月 26 日付けで国土交通大臣に報告。平成 24 年 10 月 29 日に開催された「第 26 回今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」において、浦上ダムの事業継続が了承され、同年 11 月 12 日に国土交通省は浦上ダムの対応方針を「継続」と決定した。

## エ 施設の概要（水道施設統合整備事業）

- ・導水施設 —— 導水管 φ 200mm 総延長 約 4,000m
- 配水池 8箇所（上黒崎、琴海等）
- ・送水施設 —— 送水管 φ 450~50mm 総延長 約 119,400m
- ポンプ場 17箇所（新香焼、上黒崎等）
- ・配水施設 —— 配水管 φ 150~50mm 総延長 約 8,900m
- 配水池 5箇所（新遠見、大崎等）



# 下 水 道

## 1 沿革・業務実績

公共下水道は、衛生的な環境づくり、公共用水域の水質の保全、市街地の浸水防止を目的とし、汚水の排除及び浄化、雨水の排除を行う都市施設である。

公共下水道による雨水と汚水の排除方式として、両者を1本の管渠で流す合流式と、別々の管渠で流す分流式とがあるが、本市では、分流式を採用している。

本市の公共下水道計画では、市域のうち市街化区域を基本に全体計画区域を定め、それを主に地形的要因により処理区を分割しており、また、周辺7町との合併により、令和5年度末現在で、全体計画区域面積6,914.7ha、14処理区となっている。

雨水の排除については、緊急性の高い地域より順次、計画区域とし、令和5年度末現在、32排水区を設定している。昭和27年に着手した本市の下水道事業は、その後、区域の拡大を図り、令和5年度末現在、汚水排水6,901.8ha、雨水排水1,225haについて事業計画を策定し、事業を実施している。

令和5年度末における事業の進捗状況は、処理区域面積5,543.7ha、処理人口371,559人、普及率94.5%である。

老朽化した中部下水処理場の機能を西部下水処理場へ一元化し、中部下水処理場は、令和5年度末に廃止したこと、供用中の処理場が10箇所、汚水中継ポンプ場が16箇所、雨水排水ポンプ場が2箇所となっている。

なお、平成16年度から下水道事業に地方公営企業法を全面適用するとともに、水道局との組織統合を行っている。また、下水道事業と集落排水事業の一体的な事業運営を行うため、集落排水事業について令和6年度から地方公営企業法を全面適用し、公共下水道への接続をすることで経済効果が見込まれる施設の統廃合を検討している。

## 2 経営状況

令和5年度における経営状況は、収益においては、営業収益が8,879,323千円で前年度比2.1パーセント、189,696千円の減収となっており、うち下水道使用料は7,385,989千円で前年度比0.3パーセント、21,389千円の減収となっている。また、営業外収益が3,447,144千円で前年度比26.0パーセント、710,287千円の増収となっており、特別利益が786千円で前年度比82.2パーセント、3,626千円の減収となっている。この結果、総収益は12,327,253千円となり、前年度比4.4パーセント、516,965千円の増収となっている。

費用においては、総費用は12,694,542千円で前年度比18.4パーセント、1,976,954千円の増加となっている。この結果、損益勘定は、367,288千円の純損失が生じた。

この純損失は、中部下水処理場の機能停止に伴う一時的なものであり、来年度以降は例年の水準に戻る見込みである。

一方、資本的収支では、本年度3,748,822千円の財源不足が生じたが、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額187,449千円、繰越工事資金149,983千円、損益勘定留保資金2,248,389千円及び減債積立金1,163,002千円で補てんした。

## 下水道事業会計の概要

区分	年 度	令和4年度決算	令和5年度決算	令和6年度 (当初) 予算
下 水 道 事 業 収 益	11,810,288 千円	12,327,253 千円	12,683,143 千円	
下 水 道 使 用 料 収 入	7,407,378	7,385,989	8,221,847	
	一般会計補助金	12,358	8,866	178,562
	そ の 他	4,390,552	4,932,398	4,282,734
下 水 道 事 業 費 用	10,717,588	12,694,542	11,786,178	
職 員 給 与 費	483,098	510,870	553,745	
	支 払 利 息	796,040	725,951	692,307
	減 價 償 却 費	5,860,831	5,709,503	6,133,579
	動 力 費	22,813	23,482	74,081
	薬 品 費	515	473	2,897
	そ の 他	3,554,291	5,724,263	4,329,569
資 本 的 収 入	5,500,788	6,582,581	4,611,019	
企 業 債	1,954,900	2,432,800	1,404,900	
	国(県)補助金	1,079,262	1,807,918	825,983
	そ の 他	2,466,626	2,341,863	2,380,136
資 本 的 支 出	9,846,736	10,079,795	8,014,047	
建 設 改 良 費	3,679,746	4,230,121	2,135,949	
	工 事 費 等	3,504,488	4,048,921	1,939,600
	人 件 費	169,034	169,193	185,129
	純 事 務 費	6,224	12,007	11,220
	企 業 債 償 還 金	6,105,201	5,793,554	5,812,932
	そ の 他	61,789	56,120	65,166

区分	年 度	令和4年度決算	令和5年度決算	令和6年度 (当初) 予算
経 営 分 析	当 年 度 純 利 益	1,092,670 千円	△367,288 千円	896,965 千円
	利 益 剰 余 金 合 計	3,506,296	1,888,414	1,494,192
	企 業 債 現 在 高	58,828,746	55,537,492	52,871,298
	使 用 料 単 価	204.74 円/ m <sup>3</sup>	206.54 円/ m <sup>3</sup>	207.47 円/ m <sup>3</sup>
	汚 水 处 理 原 価	175.77 円/ m <sup>3</sup>	240.48 円/ m <sup>3</sup>	184.57 円/ m <sup>3</sup>
	対 使用 料 収 入 比	企業債元利償還金 職員給与費	93.17% 6.52%	88.27% 6.92%

(注) 決算の欄においては、「下水道事業収益」及び「下水道事業費用」は消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を記載し、「資本的収入」及び「資本的支出」は消費税及び地方消費税相当額を含んだ金額を記載している。

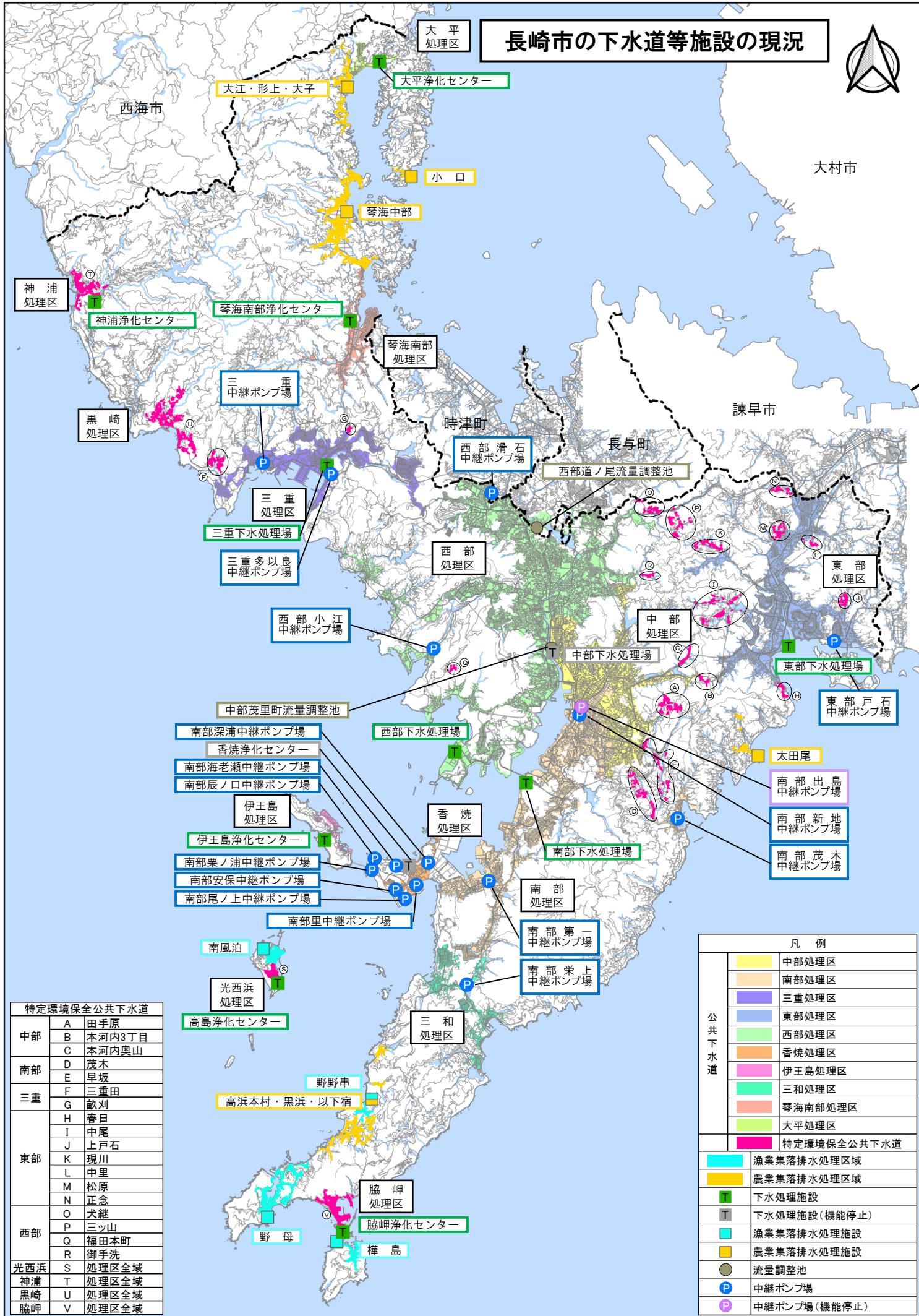
予算の欄においては、全て消費税及び地方消費税相当額を含んだ金額を記載し、当年度純利益の欄は消費税及び地方消費税相当額を含んだ金額の收支差引額を記載している。

## 3 計画と現況・普及状況

(令和5年度末現在)

事 業 区 分	全 体 計 画	事 業 計 画	令 和 5 年 度 末 実 績	備 考
a 建設（百万円）	—	362,250		
b 处理区域面積（ha）	6,914.7	6,901.8	5,543.7	
c 告示世帯（世帯）	—	—	193,433	
d 处理区域人口（人）	302,180	368,480	371,559	
e 汚水管延長（km）	—	—	1,852.7	
f 雨水管延長（km）	—	—	252.5	
g 处理場（箇所）	11	10	稼働 10	
h 汚水ポンプ場（箇所）	16	16	稼働 16	
i 雨水ポンプ場（箇所）	2	2	稼働 2	
j 水洗化世帯（世帯）	—	—	188,074	
k 水洗化人口（人）	—	—	361,645	
整 備 指 標				
l 市域面積（ha）	40,569	普 及 率 d / n (%)	94.5	
m 市域世帯（世帯）	205,061	水洗化率 k / d (%)	97.2	
n 市域人口（人）	393,052			

# 長崎市の下水道等施設の現況



## 4 長崎市公共下水道整備状況

### (1) 汚　水

(令和 5 年度末現在)

処理区		全体計画	事業計画	令和5年度末実績	備考
合計	処理面積 (ha)	6,914.7	6,901.8	5,543.7	普及率 94.5%
	処理人口 (人)	334,560	378,650	376,668	
旧長崎市	中部処理区	処理面積 (ha)	982.1	982.1	普及率 98.0%
		処理人口 (人)	59,790	68,130	
	南部処理区	処理面積 (ha)	1,171.1	1,169.9	普及率 97.5%
		処理人口 (人)	62,930	71,660	
	三重処理区	処理面積 (ha)	536.3	536.3	普及率 98.3%
		処理人口 (人)	15,730	17,930	
	東部処理区	処理面積 (ha)	985.6	988.4	普及率 99.0%
		処理人口 (人)	34,930	39,390	
	西部処理区	処理面積 (ha)	2,355.6	2,415.1	普及率 98.0%
		処理人口 (人)	141,610	161,380	
香焼地区	香焼処理区	処理面積 (ha)	113.4	113.4	普及率 99.8%
		処理人口 (人)	2,410	3,260	
伊王島地区	伊王島処理区	処理面積 (ha)	42.9	39.7	普及率 95.3%
		処理人口 (人)	400	530	
高島地区	光西浜処理区	処理面積 (ha)	46.4	21.9	普及率 47.5%
		処理人口 (人)	110	140	
外海地区	神浦処理区	処理面積 (ha)	24.1	24.1	普及率 47.0%
		処理人口 (人)	300	480	
	黒崎処理区	処理面積 (ha)	36.4	36.5	
		処理人口 (人)	440	730	
野母崎地区	脇岬処理区	処理面積 (ha)	91.8	84.4	普及率 24.2%
		処理人口 (人)	2,380	1,160	
三和地区	三和処理区	処理面積 (ha)	185.7	186.4	普及率 89.7%
		処理人口 (人)	6,000	7,820	
琴海地区	琴海南部処理区	処理面積 (ha)	287.4	247.2	普及率 63.8%
		処理人口 (人)	6,370	5,240	
	大平処理区	処理面積 (ha)	55.9	56.4	
		処理人口 (人)	1,160	800	

※ 本表には、西彼杵郡長与町の一部及び西彼杵郡時津町の一部に係る分は含まれていない。

※ 合計処理面積の端数は切り捨て

## (2) 雨水

(令和5年度末現在)

No.	排 水 区	排 水 面 積 (ha)	
		事業計画面積	令和5年度末実績
1	中 部 第 一	141	122.82
2	中 部 第 二	26	15.75
3	中 部 第 三	83	63.94
4	中 部 シシトキ	26	23.87
5	中 部 出 島	37	35.79
6	北 部	101	101.00
7	柳 田	18	14.64
8	江 川 第 一	44	31.52
9	江 川 第 二	32	23.24
10	深 堀 第 一	46	38.38
11	深 堀 第 二	34	25.06
12	東 部 田 中	41	33.01
13	東 部 平 間	36	8.54
14	東 部 東	40	1.45
15	東 部 矢 上	45	41.82
16	中 園	27	26.23
17	福 田	25	22.67
18	相 川	5	4.94
19	式 見 第 一	30	30.00
20	式 見 第 二	32	32.00
21	手 熊	35	30.45
22	小 江 第 一	17	15.30
23	小 江 第 二	42	28.91
24	田 上	13	11.45
25	茂 木 第 一	11	9.57
26	茂 木 第 二	20	17.34
27	北 浦	34	27.37
28	本 村	51	39.60
29	安 保	30	17.17
30	文 教	38	12.20
31	築 町	38	26.58
32	小 ヶ 倉 第 四	27	16.31
	合 計	1,225	948.92

## 5 下水道使用料

(H13.5月分から適用)

種 別	基本使用料	従 量 使 用 料	
		単 位	金 額
一 般 汚 水	1,000 円	1 m <sup>3</sup> ～10 m <sup>3</sup> (1 m <sup>3</sup> につき)	20 円
		11 m <sup>3</sup> ～50 m <sup>3</sup> (1 m <sup>3</sup> につき)	180 円
		51 m <sup>3</sup> ～100 m <sup>3</sup> (1 m <sup>3</sup> につき)	395 円
		101 m <sup>3</sup> 以上 (1 m <sup>3</sup> につき)	460 円
浴 場 業 汚 水	1,000 円	1 m <sup>3</sup> につき	10 円

備考

- 1 「一般汚水」とは、浴場業汚水以外の汚水をいう。
- 2 「浴場業汚水」とは、公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律（昭和 56 年法律第 68 号）第 2 条に規定する公衆浴場から排除される汚水をいう。

※下水道使用料の額は、上の表より算定して得た額に消費税相当額を加算して得た額。

## 6 水洗便所改築資金貸付制度

- (1) 規程制定年月 昭和 37 年 3 月
- (2) 貸 付 限 度 額 60 万円以内
- (3) 利 子 無利子
- (4) 償 還 方 法 60 カ月以内均等償還（貸付月の翌月から）

## 7 受益者負担金・分担金

- (1) 条例制定年月 昭和 44 年 12 月（昭和 52 年 12 月・平成 12 年 12 月一部改正）
- (2) 徴収開始年月日 昭和 46 年 4 月 1 日
- (3) 徴 収 年 限 3 年（年 4 回 12 回分割）
- (4) 単位負担金額 1m<sup>2</sup>当たり 200 円（昭和 53 年 4 月 1 日改定）
- (5) 前納報奨金制度

負担金を 3 年全額または数期（当該年度分+次年度分以降）を一括して納付した場合、次の算式により前納報奨金を支給する。

期別納付額 × 0.6 / 100 × 前納延月数

## 8 下水処理場の現況

### (1) 施設

区分 名称	中部 下水処理場	南部 下水処理場	三重 下水処理場	東部 下水処理場	西部 下水処理場	香 焼 浄化センター
場 所	茂里町 2番2号	戸町5丁目 985番地	京泊2丁目 8番50号	田中町 279番地46	神ノ島町1丁目 367番地11	香焼町 924番地1
事業開始年度	S28年度	S51年度	S52年度	S59年度	S61年度	S49年度
供用開始時期	S36年12月	S59年4月	S59年8月	H元年4月	H4年7月	S55年7月
敷地面積(m <sup>2</sup> )	28,000	43,200	37,400	37,000	92,100	10,400
排水方式	分流式	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
処理方式	標準活性汚泥法	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
処理能力 全 体 計 画 ( m <sup>3</sup> / 日 )	廃止	38,500	11,000	18,700	92,400	H19.6.1 機能停止
処理能力 現 態 況 ( m <sup>3</sup> / 日 )	R6.3.31 機能停止	31,400	11,000	18,700	83,700	H19.6.1 機能停止

区分 名称	伊王島 浄化センター	高 島 浄化センター	神 浦 浄化センター	脇 岬 浄化センター	琴海南部 浄化センター	大 平 浄化センター
場 所	伊王島町2丁 目 1178番地5	高島町 2707番地34	神浦向町 293番地2	脇岬町 3803-6	琴海村松町 760番地3	琴海大平町 1250番地
事業開始年度	H10年度	H9年度	H8年度	H10年度	H10年度	H16年度
供用開始時期	H15年3月	H12年1月	H14年4月	H21年3月	H17年3月	H22年3月
敷地面積(m <sup>2</sup> )	3,500	3,000	6,150	3,100	9,300	2,500
排水方式	分流式	同 左	同 左	同 左	同 左	同左
処理方式	OD法	同 左	同 左	同 左	長時間 エアレーション法	OD法
処理能力 全 体 計 画 ( m <sup>3</sup> / 日 )	650	300	600	940	2,480	700
処理能力 現 態 況 ( m <sup>3</sup> / 日 )	600	200	600	900	2,400	700

(2) 公害対策（脱臭施設）

名称区分	中部下水処理場	南部下水処理場	三重下水処理場	東部下水処理場	西部下水処理場
内 容	湿式吸着方式 (薬液洗浄) 活性炭	生物脱臭法	生物脱臭法 湿式吸着方式 (薬液洗浄) 活性炭	湿式吸着方式 (薬液洗浄)	生物脱臭法 湿式吸着方式 (薬液洗浄) 活性炭
設置年度	S 52・54・H23	H22	S 58・H30	S 63	H27・28

※このほか、防臭のため施設に覆蓋を施している。

名称区分	神浦 浄化センター	高島 浄化センター	伊王島 浄化センター	脇岬 浄化センター	琴海南部 浄化センター	大平 浄化センター
内 容	立形上向流吸着式 (直置上積方式)	同 左	同 左	土壤脱臭法	同 左	同 左
設置年度	H14	H12	H11	H20	H16	H21

(3) 脱水ケーキ処理

ア 処分方法 民間の産業廃棄物処理業者へ委託し、コンポスト化又は焼却後有効利用

イ 1日平均脱水ケーキ発生量

約 82.7 t / 日 (コンポスト 約 54.4 t 焼却 約 28.3 t )

# 集落排水処理施設

## 1 農業集落排水事業

農業用排水の水質保全と農業集落の生活環境の向上を図るための事業

地 区 名	太田尾地区	野母崎地区	琴海地区
計 画 人 口	650 人	2, 400 人	6, 350 人
処 理 施 設	1 箇所	1 箇所	3 箇所
管 路 延 長	6, 261m	23, 344m	47, 978m
中 繼 ポ ン プ	2 箇所	33 箇所	66 箇所

## 2 漁業集落排水事業

漁港及び漁場の水域環境と漁業集落の生活環境の向上を図るための事業

地 区 名 (整備地区)	高島地区 (南風泊)	野母崎地区 (野野串)	野母崎地区 (野母)	野母崎地区 (権島)
計 画 人 口	849 人	290 人	4, 630 人	1, 200 人
処 理 施 設	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
管 路 延 長	8, 400m	4, 556m	23, 586m	5, 126m
中 繼 ポ ン プ	1 箇所	1 箇所	10 箇所	9 箇所

## **市政概要**

令和6年（2024年版）

発行日 令和6年9月  
編集 長崎市議会事務局議事調査課  
発行 長 崎 市 議 会 事 務 局  
〒850-8685 長崎市魚の町4番1号  
TEL 095-829-1200  
FAX 095-829-1199